

## 長野県行政機構審議会 外郭団体見直し検証専門部会（第5回）議事概要

開催日時 平成19年6月21日（木）午後2時～4時まで  
開催場所 県庁議会棟401号会議室  
出席委員 市川委員 青木委員 岡村委員 小林委員  
県出席者 浦野総務部長、藤森行政改革課長ほか

### 1 開 会

（事務局）

それでは、定刻になりましたので、ただいまから第5回長野県行政機構審議会外郭団体見直し検証専門部会を開会いたします。沼尾委員から、本日、所用のため欠席する旨の連絡を受けております。沼尾委員からは、あらかじめ事務局で各団体についてのご意見を伺っておりますので、順次議事の中でお伝えさせていただきます。本日はおおむね4時終了をめどにさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議事の進行につきましては、要綱第4の規定に基づき、市川部会長にお願いをいたします。よろしくお願いいたします。

### 2 議 事

所管部局及び団体からのヒアリング結果のまとめ及び改革基本方針の修正の必要性についての検討

（市川部会長）

皆さん、ご苦労様でございます。それでは議事の進行をさせていただきます。

これまでは県の担当部局及び各団体からヒアリングを行ってきたわけですが、その結果を受けて、前回の部会におきまして、これからどうするかということで、小林委員の方から、基本方針の見直しが必要とされる理由につきまして、類型分けをして整理していったらどうかという提案があり、そのように進めるということに決定し、その方向に沿って事務局で理由の整理を行ってまいりました。まず最初にその説明をお伺いして、それから個々の議案についての審議をしてまいりたいと思います。では事務局の方でお願いをいたします。

（藤森行政改革課長）

資料による説明【P1～5】

（市川部会長）

小林委員の方から、こういう理由に分けて整理したらどうかという提案で、それに沿って事務局で団体の意見、基本的な主張を整理していただきました。このような整理の視点で、個別の団体について、これからどうするかということを検討していくわけですが、ここまでのところでどうでしょうか。まとめの仕方につきまして、委員さんの方から特に何かご意見はございま

すか。どうですか、小林委員、よろしゅうございますか。

それでは、整理の仕方については、ご理解をいただいたということでございます。これから個別の団体につきまして、事務局の方から一つずつ説明をしていただき、それについて個別にまた意見を委員の方から出していただきたいと、このように思います。それでは続いて事務局から説明をお願いいたします。

長野県建築住宅センター

(藤森行政改革課長)

資料による説明

(市川部会長)

建築住宅センターの取り扱いですけれども、各委員から何かご意見ありましたらお願いをいたしたいと思います。

(岡村委員)

業務が軌道に乗ったかどうかというのは、だれが何をもちて判断するのかというようなところをわかったら教えてください。

(藤森行政改革課長)

県職員を派遣する場合には、派遣のための条例によって期間が定められております。2年ないし3年ということでございますけれども、このセンターについて派遣をいつまでやるかということについては、少なくとも最初の派遣期間、2年なり3年ということかと思えますけれども、その期間が終了した段階で、軌道に乗ったかということは、県の所管部局なり、私どもの行政改革課の方で判断をさせていただきたいと考えております。

(市川部会長)

よろしいですか。

(岡村委員)

これ(資料)を事前にお送りいただいたのでちょっと目を通して見たんですが、「おおむね」とか、「当分」とかという、割合こう抽象的な表現が多くて、そこにはかなり裁量権が入ってきて、では、おおむね2、3年たったけれどもまだ業務が軌道に乗っていませんよという判断が仮にくだされたとすると、まだこの状況が続いていくこともあり得るのか。例えばもう軌道に乗ろうが乗るまいが、一応、「派遣は2年です」と明確に切って、その間に軌道に乗せるように最大限の努力をしてくださいといくのか、そこは。

(藤森行政改革課長)

その中で軌道に乗せていってもらおうということかと思えます。

(小林委員)

今の関係で、こういうものはやっぱり県民、結構みんな注目していると思うんですね。だからそういうことからすれば、やっぱり年数を入れて、確かに予測しにくいところがあるかもしれないけれども、またそのときに変更があったら、そこで一定の手続を経て、わかりやすく理由をもう一回明示した上でまた変えるのはいいと思うんですけれども。このままで行ってしまうと、そのままなし崩しになってしまうという心配というのはやっぱりみんな持っていると思うんです。これは逆に明瞭にしておいた方がいいと思うんですけれども。変更するときにはまたどこかで何かの一定の手続を経ると。いわゆる比較的みんながわかりやすいような、その上で、だからこうですという形にしていくというふうに、何かそういうことが必要ではないかと思うんですけれども。

(市川部会長)

その辺は大丈夫ですね。

(藤森行政改革課長)

おっしゃるとおりかと思います。ほかにもこのあと出てまいります。同様の考え方で、所管部局なり団体と話しをしてみたいと思います。

(市川部会長)

青木委員、特によろしいですか。

(青木委員)

ただ、今度構造計算適合性判定機関というのが、実際、2、3年で独立できるんですか、それ民間は多分無理ですよ。だから、2、3年で本当に立ち上げられるかどうかというのは、ちょっと心配なんですけれども。

(藤森行政改革課長)

センターの職員自体は今も建築確認等をやっております。センターの職員をこの業務に適應できるように養成をするということでございます。

(小林委員)

当然、将来のことは、今、予測できないことが起きる可能性というのは、すべての団体でやっぱりあると思うんです。だからそれはそれでしょうがないと思うんですけれども。でも少なくとも現在の段階で(年数を)出しておいて、変更するときは、透明性の高いプロセスが見えるような形で変更、もちろんこれ当然変更していかなきゃいけないことが起きるでしょうから。ただそれがわかりやすいプロセスの中で決めるという、何かそういうことが必要じゃないかと思うんです。

(市川部会長)

これ団体の、それぞれのセンターの関係の皆様からご意見と言いますか、お聞きしたときに、この構造適合の問題については、降ってわいたような、突然出てきたということで、3年ぐらいの間には、それだけの能力のある職員を対応していくんだというご説明がありました。

そういう意味からすると、基本方針は変更しないで、今後とも独立して自立してやっていけると、こういうような説明であったかと思えます。これは基本的には、きちっとこの期間でセンター自体が自立の力をつけるんだということで、基本的にはこういう方向で私はいいような気がするんですけども、どうですか。これ比較的問題のない団体だったような気がいたしておりますけれども。そんな線でもよろしゅうございますか。何かございますか。

(小林委員)

だから、中小企業振興センターも3年とか5年とか、一応めどのものは入れるということですね。

(市川部会長)

これははっきり入れてもらいたいです。そうすれば、その方向でいいとするならば、報告の案件、文案についてはまた事務局で、最終的にまだ次回までありますので、きちっとつくってもらうとして。基本的にはこういう形で、部会としては行きたいということでよろしゅうございますか。それでは次の方へ進めていきます。

(委員一同)

異議なし

長野県社会福祉事業団

(藤森行政改革課長)

資料による説明

(市川部会長)

これにつきまして、それぞれまた委員からお聞きしたいんですが。

(岡村委員)

みんな同じような質問になって大変申しわけありません。この中で、「自立支援給付費を基本とした運営が可能となるまでの間」と言っていますけれども、これは大体どのぐらいの期間を想定しているのでしょうか。というのは、資料の中段の方で、分散した建物の配置とか、いわゆる建物の構造が非常に入り組んでいるために、なかなか人員配置がうまくいかない、あるいは重度の利用者が増えてきて職員数があるんだというような、構造的な問題を指摘している中で、こういった構造的な問題が解決されないのに、ただ単に一部のコストダウンを図るだけで抜本的な解決があるのかと。そうすると「当分の間」というのはかなり長引くのかなというような想定もされます。

ただ、そういった問題がある中で、いずれにしてもこの福祉の問題というのは、長野県として障害を持った人たちに、福祉行政をどうするのかというような、本質的な問題も両方あるような気もするんですが。その辺も含めてご説明いただければと思います。

(藤森行政改革課長)

西駒郷については、県の施設でございますので、県が責任を持って運営をしていかなければいけないということでございます。今、地域生活の移行を西駒郷の入所者の方は進めております。その移行によって入所者が減っていくということでございますので、そういった建物の構造だとか、それから重度の方ということもありますけれども、その地域生活の移行の方がどの程度出てくると、進められるかということにもかかってくるのかなと思います。

ただおっしゃるように、それが、さっきの何年ということが、今の段階で所管部局なり事業団の方で言えないということで、このような書き方をさせていただいたということでございます。

(小林委員)

言えないという困難さがちょっとわからなくて言っちゃっているんですけども。基本的方針は変わらないとおっしゃっているわけですから、私は全部、年数をやっぱり入れるべきだと思うんですね。それで当然予測できないことが起きる可能性はありますから、だからそのとき今度、変更のプロセスだけ今後どうするか、それもここであわせてきっと今回の部会の中で決めなければいけないんでしょうけれども、どちらにしてもやっぱり目標がないと、また逆に言うと、基本的に実行できない可能性があると思うんです。目標があるから、それに対してどうするかとなってくるわけで、やっぱり僕は(年数を)入れる必要があると思うんですけども。

(藤森行政改革課長)

それでは所管部局なり、団体と話しをして、どうするかということで、これについては、もう一度次回のところで、こんなところでということでお諮りをさせていただきたいと思います。

(市川部会長)

特にこれ自立支援給付費という財政問題ですね。その財政がいつまで、要するに支援をしなればいけないかというところ、なかなかこれ難しいんじゃないかなという感じがしております。

それで西駒郷の場合には、指定管理制度との絡みは、どうしていくわけですか。指定管理というのは、今の段階ではほかの団体が入り込んでくる可能性はほとんど薄い状況とは聞いておりますけれども、将来的には、この辺はどう考えているんですか。

(藤森行政改革課長)

これは私が答えるのが適当かどうかなんですけれども。西駒郷については、平成17年度、指定管理者制度に移行したわけでございます。ほかの公の施設は競争入札的な形でやったんですけども、ここについては社会福祉事業団だけを指定したということです。ほかのところには任せられないというか、ここにやっていただきたいということで指定した経過がございますので、この指定期間が4年でございますので、少なくとも4年間はここでやっていただきます。その後につ

いては、また指定管理者制度をどうするかという問題もあるかと思います。社会部なりで検討をするんだらうと思いますけれども、福祉施設という性格上、県も責任を持ってやっていかなければいけないことは確かだと思っております。

(市川部会長)

今の状況では、(西駒郷の)規模も小さくなる可能性はあるんでしょうけれども、事業団と西駒郷の歴史は非常に長くていろいろあるんだけれども、要するに不安定な形で事業団が管理するのか、将来は指定管理が入るのかという状態というのはどうなんだらうという感じがします。県がいつまでもこれをずっと続けていくのか。財政的な問題とか、どういう条件で向こうへ渡すかということは別問題として、むしろ今まで事業団の果たしてきた役割、ここは社会福祉法人ですから、直営型に切りかえていくということだって、県はそのぐらいのことまで突っ込んで検討してもよいのでは。そうすると、事業団としては、安定して自分たちで責任を持って経営していけるのではないかと。外郭団体見直しとちょっとはずれるかもしれないけれども、その辺まで突っ込んでいく必要があるのかなという私は気がします。というのは、事業団そのものは直営でいくつも仕事を既にやっていらっしゃいますね。そこまで行ってしまうと、この西駒郷自体、県が続けるのかどうなのかという問題も出てくるので。ちょっと違う視点もあるけれども。しかし、施設に入っている方からすると、やはり管理者がしょっちゅう替わるということは、あまり好ましいことではないという感じもするんですが。

財政でこのまま常に出していくという話になって事業団に預けるとなると、いつの時点までで終わりですというようなことが、本当に今の状況で書けるのかなという、そういう気がするんですけども。大変難しい問題ではないかなという気がしますがね。

(小林委員)

そうなれば、逆を言うと、もう政策変更が起きるかどうかという問題なんだと思うんです。でもここで、今回の会の中ではいわゆる基本方針は変更しないという選択をするのであれば、やっぱり僕は年数を入れておいて、しかるべき手続をとって、変えるのならこれは当然、一番いい選択をしていかなければいけないわけですが、それはまた適正な手続で変えていただければいいんじゃないかと思うんですけども。

(市川部会長)

人の問題は育てていけば解決するんだけれども、お金の問題がどうなのかなという、一つ心配がありますけれども。いずれにしても、では次回までにもうちょっとその辺の掘り下げをしてもらいますか。部長の方からどうですか。

(浦野総務部長)

今のお金の話というのは、まだ正直言うと、西駒郷の場合は、そのもう一歩手前の段階にまだいるんだらうと思っています。当面、だから支援費だけで何とかまかなえる体制に持って行って、仮にそれがいつ、年限を明示しろというお話もありますので、それはそれとして。それができた段階で次に多分見直しというような、むしろその施設までもって自前で運営をするという、もう

一つ上の、先の段階に入っていくのかなと、こんなふうには考えています。

ただそこに向けて、今は給与体系ですとか、これまでのものをがらっと変えていかないとそこへ移っていけないものですから、当面、そこを目標にしているというのが現状だと思っております。

(市川部会長)

それでは、あと4年間、指定管理はそのまま続くということですね。

(事務局)

平成20年度までですので、あと2年です。

(浦野総務部長)

(財政支援は)20年度までではなくて、もう少しやっていきたいというのが主張でございます。

(岡村委員)

冒頭にも申し上げたけれども、県の福祉というか、障害者政策そのものですよね。だから16年に事業団に全面委託したときの趣旨を思い浮かべていただいて、その精神を生かしていただければ、おのずと道は開けてくるのではないかと思いますけれども。

(市川部会長)

では次回までに、ではその辺をまた詰めていただくということで。  
沼尾先生の意見を聞くのを忘れてしまったんですけれども。

(事務局)

建築住宅センターにつきましては、「所管部局及び団体の考え方どおりで賛成する。」というご意見でした。それから社会福祉事業団につきましても同様です。

(市川部会長)

わかりました。それでは、次は文化振興事業団をお願いします。

長野県文化振興事業団

(藤森行政改革課長)

資料による説明

(市川部会長)

特に委員の方からご意見ございましたらお願いいたします。

(岡村委員)

基本に立ち返ってしまって大変申しわけないんですが、抜本的な縮減というのは大体どのぐらいのことを考えてこういうことを言ったんですか。例えばこの文化振興事業団さんというのは、ピーク時71名いたのが、今27名で、38%になってしまった。これは大変な縮減ではないかともとられるわけですけども。

(藤森行政改革課長)

人的関与に関しましては、現在の改革基本方針等の、一番下の4つ目のポツにありますように、県の派遣職員を事務局員と学芸員、これは、今、伊那文化会館に1名、学芸員を派遣しておりますが、その事務局員と学芸員に限るという形ですから2人とか、そういうような人数で、そこまで削減するというところでございます。

(小林委員)

これもまた「おおむね」が入っているんですけど、もうこれとってしまってもいいんじゃないですか。

(市川部会長)

この指定管理は、今度はまたいつやるんですか。

(藤森行政改革課長)

文化施設については3年間ということで、現在は18から20年度までということです。

(市川部会長)

それで、一番最後に2行でさらっと書いてあるんですが、事業団をどうするかという話で。現実には松本文化会館がほかの管理者に行きましたね。佐久創造館もそうでしたか。そういうふうにならわれていったら、この職員は一体どうするんですか、という問題が出てくるじゃないですか。この一番最後のところに、「指定管理者制度の適用の今後のあり方は別途検討する」と書いてありますけれども。指定管理に出すときに、そういうものはどう考えておられたんですか。

(藤森行政改革課長)

指定管理者にお任せするとは言いながらも、やはり県の公の施設、公的な使命を帯びた施設の管理をお願いするというところでございますので、そのために必要な体制を整えた管理者をお願いするという考え方ではあったかと思えます。

ただやはり指定管理者制度というのは、もともとそういう民間のノウハウが入るところは入れようという考え方でスタートした制度でありますので、そういったところで、文化会館については、貸館業というような意味合いもかなり大きいということで公募をしたということでございます。その点は西駒郷とは違うのかなということでございますが。

いずれにしろ、文化施設というのは、やはりほかの、一般の単なる貸館とはちょっと違うのかなということもございまして、文化施設における適用の今後のあり方については、次回の指定のときまでに考えたいということで、生活環境部の方は考えているということでございます。

(市川部会長)

今まで文化振興事業団というのは、どちらかという、要するにこういう施設の管理をさせるためにつくったという、現実はその感じが非常に強いんです。だけど指定管理者制度ができてきたとすれば、文化振興事業団は財団法人ですよね、公益法人ですよね、本来、公益法人としてどういう事業をやっていくんだということが、そちらに重点が移っていかないといけないのではないかなと思うんです。管理だけやらせていくんだったら、指定管理者制度が出てくれば、この財団を廃止しちゃえばいいじゃないですかと、極論を言えばそういうことだかなと思うんです。とすれば、「別途検討する」と書いてありますけれども、次の指定管理が来るまでにどうするんだということ、やっぱりその間で、きちっと県は早急に方向性を出すべきではないかなと思うんですけれども。

やっぱり公益の財団法人なら、それなりの仕事が主にならなきゃいけないはずだと思うんです。現に県はいろいろな財団の認可事業をやっているわけですから、そういうときに、ほかの団体の認可にはそういう指導をきちっとしていらっしゃるはずなんです。そうすれば、県みずからの財団にはなおさらそういうふうに対応していかなくちゃいけないんじゃないかなと思うんです。だからその辺もきちっとある程度書かれた方が、書いてほしいという、私としてはそう思います。

この当時まだ指定管理をどうするかということが明確でなかったかもしれないので、その辺は基本的には変更しないということよりは、そこに問題があるんじゃないかなと思うんです。美術館もわかりですけども。美術館をそのまま指定管理にしまっていいのかということが、私はそこに基本的な非常に大きな問題があるような気がしているんです、この文化振興事業団の取り扱い自体について。その辺をご要望申し上げておきます。

(藤森行政改革課長)

いずれにしろ、この文化施設については平成18年度からということで、1年間これで終わって2年目に入っております。1年間のその実績と言いますか、どんな課題がある、あるいはどんなメリットがあったかというようなところも、今、整理をしているところでございます。そのようなものを踏まえて、今後の制度のあり方を、生活環境部の方で十分考えていただきたいと思いますし、私どもも一緒に考えていきたいと思っております。

(市川部会長)

そうすると、ここで「5年間」と書いてもあまり意味がないんですね。

(藤森行政改革課長)

文化振興事業団については、先ほど4ページの基本的な主張のところでも申し上げましたように、指定管理者制度で指定をするかどうかということよりも、団体のその運営について県の関与は廃止をしたいということでございます。指定管理者制度で事業団をどうするかということについては、それはまた別途の問題として検討しなければいけないと思いますが、団体の運営については、それはプロパー職員でやってもらうということで、県の関与は、少なくともその5年後には廃止

をしたいということでございます。

(事務局)

沼尾委員さんから、「5年間で、ということで、プロパーの職員の育成計画を提示していただくことを条件として、この考え方には賛成したい。」というご意見をいただいております。

(市川部会長)

その辺、どうですか。育成計画を提示して、というところは。

(藤森行政改革課長)

小林委員おっしゃったその年限と、それと育成計画については、団体なり所管部局と話しをさせていただいて、次回に提示をしたいと思っております。

(市川部会長)

基本的にはそういう考え方でよろしいですか。

(青木委員)

基本的にはこれでいいと思うんですけども。さっき市川部会長さん、おっしゃっていたんですけども、自分たち(塩尻市)もやっぱり文化振興事業団というのをつくったときに、ここ(県文化振興事業団)ではなくて自分のところですけども、文化の振興の部分をあわせてお願いして、それで公の施設の管理とあわせてやっていただいたんです。そのあと指定管理者制度ができてきて、文化施設も指定管理者制度へ乗れるという話の中で、では文化の振興部分をどこが担うかというときに、さっき市川部会長さん、言われたんですが、例えば文化振興事業団がその指定管理者をとれなくなったときに、もう存在意義がなくなってしまうわけですよ。果たしてそういうことをやってしまっているのかどうかというのは、非常に私たちも悩んだんですけども。例えばこれ県さんでこれから担当の方と検討されるという、この文化振興策ですね、その部分を文化振興事業団が担っていたとしたら、その部分を本当にとってしまっているのかどうかというのはよくわからないんですけども。もしそれがとれるという話になれば、財団そのものがどうなってしまうのかなど。指定管理者で本当に競争だけでいけるのかどうかというのが非常に心配なんです。

(岡村委員)

ここにある、これから出てくるすべての財団、社団に共通する話、今と共通してくるわけですが。例えば5年という年限を切ったとして、その間に公益法人改革というのが一方で迫られているわけで、公益財団になっていくのか、いわゆる人格のない団体になっていくのか、そういった方向づけも決める中で、ただ単に関与をやめるとかということではなくて、県の文化政策の一環として、ではこの文化振興事業団にはこういう仕事を担ってもらおうと、だから公益性があるので公益財団の道を選ぼうとか、そういう選択肢の道も5年間の中に出てくると思うので。年限的には5年は一つの、平成20年から5年の範囲内にその方向性を決めていかなければいけないわけで

すから、年限的には妥当だと思うんですが、今、言った、本質的なところも含めて、やっぱり検討していかないとまずいのかなと思っております。

(小林委員)

だけど、今の話ですけれども、ここであまり話しをすることではもうないとは思いますが、指定管理者という選択をしたということは、いくつかある中から選びましょうという選択をしたということですね。要するに代替できない機能をここが持っているのにそれを指定管理者にするということは、基本的にはできないことだと思うんですね。それは、だから代替できない機能はだから県が持って、例えば今、行政の方針だとか、方向づけだとか、そういうことは県の内部でやりますと。それで代替できるものは、いわゆる経済性だとか、そういうような形の中で皆さん出してくださいと、そして一番いいものを選びましょう、という選択をしたら、もう既にその段階で政策変更があったということではないんですか。

(藤森行政改革課長)

地方自治法の改正によって、公の施設については直営にするか、指定管理者制度を取り入れるかどうかと、2つに1つの選択を迫っています。指定管理者制度を導入するといったときにも、一つは西駒郷と同様に、一つの団体を指定してお願いするのか、それとも公募しているいろいろな民間企業も含めていろいろなところも応募してもらおうというふうに選択するのかということで、この西駒郷以外の公の施設については、基本的に公募を選択したということなんですが、それがよかったかどうかということも含めて、やはり1年たって、もしくはこれから少なくとも3年は同じ指定管理者になりますので、その中で公募がいいのかどうかというようなことも含めて検討しなければいけないのかなと思っております。

(市川部会長)

どうですか、これは基本的にはこのラインで行くとして、別途云々等というところの辺は、もうちょっと報告書と言いますか、その辺は明確に何か少しした方がいいのかなと、我々としてはそんな気がします。ちょっと難しい問題も含むので、その辺、次回もう一回、県の考え方を出示してもらおうということでもよろしいですか。それによって、こちらをまた決めていきたいなど。最終報告をどうするかということも詰めたと思いますけれども。

(藤森行政改革課長)

いずれにしる事業団の位置づけとか、指定管理者制度をどうするかということまでは具体的には多分踏み込めないと思いますけれども、少なくともどんな方向というか、スケジュールでそういう検討を進めていくのかというようなところはお示ししたいと思います。

(市川部会長)

そういうところでいいと思うんですね。ただ、いずれにしましても財団として残っていくんですから、財団としての事業をしていくということだけは間違いのないことなんで。何かございますか、いいですか。では次へ、よろしゅうございますか。

それでは次は中小企業振興センターですね。

長野県中小企業振興センター

(藤森行政改革課長)

資料による説明

(市川部会長)

それでは各委員からお願いします。

(岡村委員)

もうこれは、基本方針を変更してもいいぐらいだと私は思っております。いくら立派なプランができて、要はそれをいかに実行に移すかという話ではないかと思うんです。産学官の力を結集できるのはやっぱり行政をおいてほかにない。やっぱり県がみずから責任を果たすという意味合いからも、このことはぜひ強力に進めてもらいたいと思っております。

(小林委員)

これはもう冒頭に言ったことと共通なんですけれども。だから、これも一応(年数)は入れていただくということですね。

(市川部会長)

プロパー職員等による推進が可能になるまで県職員を派遣してくれと言われても、これなかなか難しいですね。今、どのぐらいいたんですか。プロパー職員でほとんどまわしているんですか。

(藤森行政改革課長)

今、県の派遣が3名です。プロパーの方が19人ですね、合計22名、そのうち県職員が3名です。

(事務局)

この団体につきまして、沼尾委員の方からは「年限を示してほしいということと、先ほど文化振興事業団同様、プロパーの育成計画の提示をしてほしいというその2点を条件に、県担当部局の考え方に賛成する。」というお話をいただいております。

(市川部会長)

19人と3人なら、もうほとんど自分で回しているような感じですね。私、正直言って、この仕事の所管の仕事をしていたものですから。かつてずっと県が主力で動かしていたんですね。ことコンサル主体の段階のときは、国から補助金も来ていて、指導員もずっといたというような、それが全部なくなってしまったということなんです。だからプロパーでやっていただくのはいいんですけれども、私の考えとすれば、このセンターそのものがプロパー19人、県職員3人ということになると、本当に自立ですから、実は動いているわけですので。むしろこれが本当の、これ中

小企業の育成だし起業家の支援でしょう。テクノ財団は高度なところをやっていて、先進の産業をどんどんやっていこうということですから。そうすると、商工部の技術の職員はそこで上に立つのではなくて、むしろ現場の一線の民間の、起業をしたいとか、中小企業の人たちと接触するんですよ。ある意味では3人や4人ぐらいは、横暴な考え方とすれば、研修という感じでここへ出した方がむしろいいぐらいな、そういう私は思っています。自立ということではなくて、もう19人と3人なら自立ですよ、実際。そうすると、商工部の技術屋さんなり、それに携わる人たちの専門の人たちが一線のところに、むしろ3年か4年ぐらい研修に行って帰ってくるぐらいな気持ちで関与していてもいいのではないかと、「関与」という言葉になるとちょっといい言葉ではないんですけども、それぐらいのことがあっていいのではないかなと、私としては思いますけれども。

(青木委員)

すみません、自分もこれだけは県関与の抜本的縮減はおかしいだろうと。むしろ長野県産業振興戦略プランですか、そういうのをつくって、これからやっぱり企業を育てていかないと、県の財政もよくなれないし、市町村の財政もよくなれないという基本的な問題ですよ。それを産学官で連携や何かを図りながら産業振興をやっていくというときに、私もむしろこれはしっかりかわってやった方がいいのではないかなと思っていたら、先日もそのヒアリングのときに、あまり県の人的関与もいらぬというような発言があったから、私もそうすればしょうがないかなと思ったんですけども。私もむしろどんどんかわっていくべきではないかなと逆に思ったものですから、それだけちょっと言っておきます。

(藤森行政改革課長)

改革基本方針の中では、ゼロということではなくて、抜本的な縮減ということをおっしゃるので、それが県職員の派遣が1人なのか、2人なのか、3人なのかという議論はあろうかと思えますけれども。

実は産業振興戦略プランというのは、かなり大きな機能をセンターにつけ加えたということで、現在派遣は3人なんですけれども、多分、来年度になりますと、もうちょっと増やさないと、センターそのものの業務量が多くなりますので。そういう意味では少し増やし、それについては将来的に引き上げるというような形になるのかなと思っております。

(市川部会長)

基本的にはいいですか。ただ表現として、いつまで必要かと。

(小林委員)

そういう意味では、今、2人が言われたようにするので、要するに、別にこれが目的ではなくて成果を上げることが目的なんです。やっぱり、今、部会長が言われたような方がきっと全体としてはいいんだよというのだったら、政策変更で堂々と僕はそれはやればいいと思うんです。何で、どういうねらいでこうだということをするればいいんだと思うんですが。

(市川部会長)

抜本的な仕組みが県関与なので。職員だとか、財政がどんどん出ていくんだという話になると、だったら直営でやれば良いという話になってしまうわけですし。仕事が非常に専門性を帯びるのだから、そういう団体を直接持った方がいいたろうということで持っているわけですから。だからそういう意味では、やっぱりなるべく早く自立していくというのは当然の論理だろうと思うんですけれども。

(浦野総務部長)

今の部会長のお話なんかをちょっとお聞きをいたしますと、県関与は縮減をするのは多分間違いないだろうと思うんですが、むしろその方向でいいと思うんですが。自立して、そういうことで関与をはずして自立してきたセンターと県と一緒に、協働して何か新たな仕事をもっとやっていくべきではないかと、こんなようなイメージだろうと思うんです。

要するに県があればこれ言ってセンターを使ってどうこうというだけではなくて、自立した運営主体としてのセンターと、県がどうやってうまく協力しながら仕事を進めていくかというような話なんだろうと思うんです。

(市川部会長)

本来、外郭団体というのは、県が補完作用をねらうためにつくったものですから、基本的には常にそういう関係にあると思うんです、部長、おっしゃったように。そうでなかったら別にそういう団体をつくる必要がないのであって、政策の全体をここ(県)でやるよりは、向こう(外郭団体)のもとでやらした方が利があるからやらせていくという、要するに補完的な作用で持っていくというような、当然そういうことですよ。それが通常の一般の職員でやるのか、専門性の職員をもたせてやるのかということだろうと思うんですけれども。

前の(専門委員会の)審議の中で書いてありましたように、産学だけでやっていけばいいという流れが中にあったんです。答申に書かれている中身を見ると。それで今回できた産業振興戦略プランというのは、やっぱり産学官でやりなさいというのが基本の流れで、きちっと変わってきている点だと思うんです。そういう意味では関与ではなくて、部長おっしゃったように、一緒にきちんとそれぞれの持ち場を守ってやっていくんだと、それをうまく連携してやっていくようにしていくということだろうと思うんですよね。

ただ、さっき小林委員もおっしゃいましたけれども、際物がポンポン出てくるときがありますよね、構造計算の問題だとか、云々だとか、そういうときはやっぱりそれなりの(専門性を)持っている職員を流動的に(派遣)するとか、それはもう当たり前のことだと思うんです。それは関与でも何でもないと思うんです、私は。

(岡村委員)

車の両輪でいわゆる県の方がリーダーシップを発揮していただければ、力強くなりますよね。

(市川部会長)

そういう意味では、さっき小林委員がおっしゃいましたけれども、方針を変更しないのは無理

ではないかと。(現在の改革基本方針から)はずれるかもしれない。それは、では次回までに整理をしていただくということによろしいですか。

次はテクノ財団の方に移りますけれども。

長野県テクノ財団

(藤森行政改革課長)

資料による説明

(市川部会長)

各委員の方から、ご意見がありましたらお願いします。

(岡村委員)

ちょっと参考までに聞かせてもらいたいんですが、19年6月採択見込みであるクラスター第一期、見通しとすればどんなところまで来ているんですか。

(藤森行政改革課長)

正式決定は、6月中には出るのではないかとわれております。私の方から言う話ではないかと思えますけれども、ある程度、採択される見込みということで、準備は進めているのではないかと思います。

(岡村委員)

こういったことを受けてぜひ指定を受けられる、県としても全面的にバックアップしていただきたいと思えます。それから、県から派遣されている職員の方というのは、非常に企業の方、あるいは大学とか、いろいろな関係機関からも相当信頼をされておりまして、中軸的な、中心的な役割を果たしているもので、これはもうここで言っているとおり、ぜひ継続をしていただきたいと思っております。

(市川部会長)

同じ問題なんですね、人に関しては。お金の問題は別として、プロパーの優秀な者を置くのかという話になると、本来やっぱりそういう職員がいた方がいいのだらうとは思うんです。この前の団体ヒアリングのときに言ったら、そんな人材はいないという話になってしまったわけですが、それはおかしいのではないかと。人材がないんだったら県みずからやればいいのかという、こういう話になるんですけれども。(財団で)お金を持つという話になれば、そういう人間はいないわけではないのではないかなと思えますけれども。みんな(県から)送り込んでやっているんだったら(県)直営でやればいいのかという話になってしまうわけで。それにはやっぱり民間からもいろいろな優秀な人材を抱える中でテクノ財団を運営するし、例えば新しい知的クラスターが入ってきて、これ大変だったら、やっぱり導入するまでの期間はベテランの、そういう事務に精通した県職員はそのときに送ってやればいいのかという

感じがするんですけれどもね。

これ職員の派遣とお金がセットになってしまっているではないですか。だからそれが必要ならば、それなりの財政支援はそのときに行ってやるという形と別に考えた方が僕はいいような気がするんですけれども、その辺はどうですか。

(藤森行政改革課長)

前段のプロパー職員というようなお話については、これは多分、事務局に県が全部送るにしても、やっぱり財団という性質上、ほかの民間企業だとか、企業の団体であるとか、そういったところからのつながりというのは当然出てくると思います。したがって人の派遣は県からにしても、その他の協力関係と言いますか、そういうのは大学であり企業とも十分とれる、そういう意味では、財団としての意味があるのではないかなと、私としてはそんな感じがいたします。

それから県の職員の派遣と人件費補助ということでございます。今、県からの財政支援はこの人件費補助だけでございます。あとの事業費用は、あと財団の方で基金の運用益などを活用してやっております。そういうことで、ここでは県職員派遣と人件費補助とセットになっておりますので、人件費補助と書くのが適切かどうかというのはあるんですけれども、少なくとも金をセットで県職員を派遣しているということでございます。

(市川部会長)

やっぱり県の職員を派遣するというのは、何年かで必ずローテーションをしなければならないじゃないですか。そうはいつても、プロパーも大勢いるわけじゃないから、あまり固定するのものと、いろいろな人の問題というのは出てくるんですけれども。しかし本来ならば、要の職員はやっぱり必要ですね。基本的には私もいいと思いますけれども、人件費と補助金はセットじゃなくても場合によってはいいのではないかと。というのは、民間から優秀な職員を出してくれと言うけれども、なかなかお金が続かなくて出せないとかという問題がありますね。だからその辺は柔軟に対応していいのではないかという気がしますけれども。基本的にはいいですか。その辺ちょっと検討していただいて、報告の方で基本的には良ということで行きたいと思っておりますけれども。沼尾さんは何か言っておられましたか。

(事務局)

この団体につきましては、「信州大学がこの運営に関与しているということがあるので、意見の表明を差し控えさせていただきたい。」と聞いております。

(市川部会長)

わかりました。では特に影響はないですね。それでは次に住宅供給公社ですか。

長野県住宅供給公社

(藤森行政改革課長)

資料による説明

(市川部会長)

ご意見等ありましたらお願いします。

(岡村委員)

これを拝見しますと、法律の改正が行われない限り、あるいはこの300億円の債務が解消しない限り解散の道は閉ざされていると。一方では分譲事業縮小をせざるを得ないと。市町村の支援業務に特化していきたいということですが。こういった解散はできない、分譲事業を縮小するというようなことで、将来にわたって採算性というのは、どんなふうに見積もっていらっしゃるんですか。

(藤森行政改革課長)

公営住宅の管理業に特化するということなんですけれども、現状申し上げますと、公営住宅の管理については、県営住宅では長野地方事務所と、それから松本地方事務所管内の団地を管理しております。それから、長野市の市営住宅の管理を任されているということでございます。これからは、先ほど申し上げましたような指定管理者制度であるとか、それから公営住宅法に基づく管理代行制度というのがあるんですけれども、県営住宅なり、市町村営住宅の管理を拡大していくということによって、採算をとれるようにしていきたいということであるかと思えます。

(市川部会長)

本来の目的の方は終わってしまったんですね。住宅供給公社の本来の事業というのは、全部終わっているわけではないんですけれども、今まだやっていて、だんだんと分譲を縮小しているということになると、住宅供給公社という名前ではなくてもよくなってしまふ。清算、債務の関係は一定の年限が来るまではなくなるんじゃないんでしょうね。何か清算法人みたいになってきてしまいますね。公営住宅の管理をするために住宅供給公社が残るのかという、寂しい話なんですけれども、結局そういうことになってしまいますね。

(藤森行政改革課長)

公営住宅法の中で、新しい位置づけを住宅供給公社が与えられたということだろうかと思えます。

(市川部会長)

それまで徐々に職員も少しずつ、それに見合うように減らしていくということなんです。公営住宅の管理だけやっていけば、あそこにいる専門職もますます仕事がなくなってしまうじゃないですか。

(浦野総務部長)

管理代行の場合は、相当維持管理をするにしても、入居だけではなくて修繕だとか、そういったものを通じて、全くそれで技術職員がいなくなることはないと思えます。

(市川部会長)

でも本来の住宅供給公社法の仕事は、何年後にはもう全部やめるということですよ。それはもう終わるといことですよ。これから新規団地みたいなものはやらないわけですか。今、持っているものの整理はしなくてはならないけれども。

(浦野総務部長)

基本的には、今、持っているものは買い取り分譲ということですので、今、持っているものをどうするかということ。新たに分譲することはないと。

(小林委員)

確認なんですけれども。基本的に、今もお話があったように、本来の使命はこれで終わるわけですよ。あと年数。だからここで大きな選択は、この300億円云々というのがきちんと終わるまで、きちんと存続させて終わらせるという選択も一つだし、ということがこの組織の選択だと思うんですね。それからもう一つはこの政策変更のところ、今、ある意味では新しい新規事業に打って出ようということですよ。この公社の、いわゆる経営で言えば、一番の大きな選択の問題だと思うんですけれども。これは基本的には、県も関与して了解して変更したということなんですよ。

(藤森行政改革課長)

県の考え方も、公社の考え方も、そういうことだということでございます。

(浦野総務部長)

今、積極的なメリットとして、これまでは住宅供給公社の方が県へ行ってマルバツがあって、市に行ってマルバツがあってということが、今の松本と長野では、住宅供給公社の窓口へ行くと、今、空いている公営住宅は県ではここです、市ではここですというワンストップみたいなことができる。そういう意味では、今、公社へ指定管理者として管理をお願いしておりますけれども、管理代行として県と市を両方一括管理をするということは、ある意味、積極的なプラスの部分も出てくるということだろうとは思っております。

(市川部会長)

入居募集まで全部一緒にできないんですか。

(浦野総務部長)

募集もできるようになります。管理代行の場合は、もう、今の指定管理もやっていますよね。

(市川部会長)

まだそこまで行っていませんね。

(浦野総務部長)

今は入居決定権がないんですね。管理代行になればよかったんではなかったでしたか。

(市川部会長)

それは、ワンストップサービスというか、窓口一元化で、市民、県民にとっても大変ありがたいことで。県へ行ったり、市へ行ったりしないで、1カ所でできるということは。

(浦野総務部長)

管理代行だとできるんですが、代行までは・・・

(市川部会長)

代行までは行ってないと。

(浦野総務部長)

今の段階では代行までいっていません。そこまでできるような道が開かれたと。

(市川部会長)

本当にそういう意味では、それはいいことです。今でも市も悩んでいて、市営住宅は市で、県営住宅はそっちだといって、両方バタバタ市民や県民は飛んで歩くわけで、それが1カ所でできるようになれば、それは非常にいいサービスですね。

当面はこういう方向ということで、ではこういう方向で報告書をつくっていただくということよりしょうがないですね。長い長い何十年も待たなくてはいけないということですね。ではそういうことでご了解ということで、次へ行きます。

農業関係の3つでよろしゅうございましたか。育成基金と公社と、農業会議ですか。

長野県農業担い手育成基金・長野県農業開発公社・長野県農業会議

(藤森行政改革課長)

資料による説明

(市川部会長)

各委員さんの方からご意見を。

(小林委員)

資料の上段の方で、プレーヤーとアンパイアで、だからこれは統合に問題があると言っているながら、それは同じ場所に住んでいてそれは問題ないんですか。

(藤森行政改革課長)

事務局が一緒になっているということでございます。要は意思決定自体は事務局で行うのでは

なくて、上の決定権者が行うということなんで、それについては問題がないということかと思えます。団体を統合してしまうと、意思決定も同一になってしまいます。

(青木委員)

この間聞くのを忘れてしまったんですけれども。公社と農業会議の統合というのはちょっと無理があるのかなと思うんですけれども。公社と農業担い手育成基金の統合というのは考えられますか。

今、農業担い手基金の関係、非常に重要な施策だと思うんですけれども、何か重要な施策の割には、今、扱っている案件は非常に少ないというようなことで、何らかの事務局が、ワンフロア化だけじゃなくて、やっぱり少し整理された方がいいのかなと思うんですが。

(藤森行政改革課長)

統合ということでありますと、その2つ目のポツにありますように、出資比率の問題が出てくるということかと思えます。

(小林委員)

この出資比率は、前も言っているんですけれども、基本的に株式会社のような持ち分権はもともとのないで、現状で行くと、それは何もしなければ形式基準でだめなんですけれども、本当にやる気があるのなら何も(県は)17億円出さなくても、農協の方の人に寄附か何かにしてもらうとか、比率を要は変えれば良いというだけだったら、僕は技術論の問題は結構(解決)できるのではないかなと思うんです。それがどうしてもできないというのがあれば別なんですけれども。できないと最初から言ってしまったらそれまでなんですけれども、そんなに難しい問題なのかなと、私は気がするんです。それを大きな理由にするほどのことなのかなという気がするんですけれども。

(行政改革課 井出主任企画員)

この新たに17億円出資をして50%以上にする方法と、今、小林委員さんがおっしゃいましたように、他の出資者から出資をしないいただくことによって、50%以上にする方法と両方考えられると思うんですけれども、後者の方法をとるということに関して、現在出資している皆さんとお話しをさせていただく中では、同意を得られていない状況でございます、出資をしたということに関する農協関係の方々の経理上の問題点があるように聞いております。

(市川部会長)

沼尾委員は何とおっしゃってありましたか。

(事務局)

沼尾委員は、「今回この3団体の関係については、県の所管部局及び団体の考え方で賛成である。」ということでした。

(市川部会長)

私は特にもうこれでいいとは思いますが、青木委員の方から出ましたように、担い手育成基金、20億円あるんですね。20億円の担い手育成基金があって、それを動かして仕事をしている、仕事というか、この目的に対してどれだけの効果を上げているかというところが非常に問題だと思うんですね。事務局の体制を見ても、この前ちょっと質問したときに、金利が低いから何もできないというような話があって、何を考えているのかということで、これはもっとしっかり行政はやってもらわないといけないのではないかと。本当に必要だったら、20億円の基金を食っても積極的に仕事をやればいいじゃないかと。果実が低くてこれはずっとしているんだったら、一体やるだけの仕事がないのかと。その辺はこれ十分検討していただきたいと思います。ただ担い手育成基金オンリーで、農業後継者とか農業振興が成り立っていくのではないと思うし、いろいろな連携プレーが当然必要だろうと思いますけれども。むしろその方が問題かなと思って聞いていて。県は5億円ぐらいしか出していませんね。あと農業関係者とか、農協さんが出してくれているわけで。やっぱりこれをもっと生かさないといけないのではないかと。金融機関に20億円を預けておくだけでは困ると、こういう感じはしますけれども。

その辺は廃止云々ということは別に今回とは関係ないですけれども。その運用についてはと言いますか、育成基金そのもののやっぱり効果をどうやって上げていくんだということは、やっぱりしっかり取り組む方がむしろ大事なんじゃないかと。私の感想はそういうことです。

(小林委員)

だから組織のミッションが当然あるわけで。それに対して何をしているのかというのがやっぱりわかるようにしないと。金利が安くなったからできませんなんていうのは、そもそもおかしいと思います。だったらそんなものなくていいんじゃないですかという話になってしまうと思うんですね。

(藤森行政改革課長)

今、お話しのあったようなことについては、部会の報告書にも載せるような形で、ちょっと私どもの方で文案を考えさせていただきたいと思います。

(市川部会長)

3つを一緒にして、事務的には少しそれは諸経費は節減されたんで。農業会議と開発公社みたいに、もともと全く違うものを一緒にしろということ自体がよくわからないというのが感想ですけれども。ではこれはそういう方向でお願いをいたします。

では次に長寿社会開発センターですか。

長野県長寿社会開発センター

(藤森行政改革課長)

資料による説明

(市川部会長)

各委員さんの方から。青木委員、どうですか。直接、市におられて対応しておられる経験から。

(青木委員)

これは特にございません。

(小林委員)

僕は素朴な疑問で。これは前回の見直しのときに、もう使命が終わったものはやっぱり云々とあったんですけども、この種のもは老人大学、僕は行政はあまり詳しくないんですけども、市がやったり県がやったり、カルチャーセンターがあつたりとか、いろいろあるんですよ。それ県がやる必要があるのかということもあるんじゃないかと思うんですけども。

(藤森行政改革課長)

市町村も老人大学をやっているところございますけれども。数で申し上げますと、市町村で老人大学をやっているところが、81の市町村のうちで41、半分はやっていると。それからあと、特に町村部を中心にやっていない町村があるということで、そういった点では、県の老人大学があることによって、そういったところの方々にもご参加いただいているということかと思えます。

(青木委員)

うちも両方というか、市もやっているんですよ。県の老人大学へ行くということで、非常に高齢者の皆さん、張り切って行っている。そうすると、私はここでいろいろちょっと言えないなと思うんですけども、何と言いますか、ダブってではなくて、県の方へ行ったり、市の方へ来る人もいますし、やっぱり県の老人大学の魅力の方がちょっと高いかもしれないですね。

(市川部会長)

老人と言いますか、高齢者の関係、いろいろなところで市町村いろいろな事業をやっているんですよ。長寿開発センター、沼尾委員の意見を聞いておかないといけないんですね。

(事務局)

沼尾委員さんからは、説明が不足しているのではないかとということで、追加の説明をしてほしいというご意見がございます。2点ございまして、1つは、「一体的な運営が失われているとか、一体的な運営が必要だというお話しですが、この一体的な運営というのが、具体的にどういうことを指しているのかを具体的な説明をしてもらいたい。」というのが1点目。もう1点は、「賛助会員の数が増えているという話なんですけれども。賛助会員に誘われて断りにくくて、半ば強制的に会費を払っているというような方がいるのだとすると、それは好ましいことではないのではないかとということで、その状況を説明してほしい。」という2点ございまして。それを聞いた上で改めて意見については考えたいというご意見でした。

(市川部会長)

他団体との統合という表現が出てきていますよね。他の団体との統合という。

(藤森行政改革課長)

団体そのものではなくて、事務局を統合したいということなんです。県の社協を念頭に置いて、今も県からの派遣職員と、それから社協から派遣してもらっている職員で、この長寿社会開発センターの事務局をやっております。その事務局そのものを社協に移して、県の派遣職員もちろん入るんだけど、県の社協の事務局と一緒にやっての方が効率的ではないかという考え方で、統合したいということでございます。

(小林委員)

わかりました。この件はいいと思うんですけども。今の市と県の話なんですけれども、いわゆる受ける方はどちらも選ぶわけなんですから、いわゆる供給する側というのは話し合いをしたり、要するにダブったものを減らすとか、トータルとして減らす努力とかそういうことはして、そうするともっと成果が上がるような仕組みだとか、ただそれぞれがやっていて、要するにダブってくる可能性が非常にあると思うし、それから他の市町村でないところもあるとおっしゃったんですけども、別に住民じゃなくても参加してもらえばいい話であって、何もそれは出てはいけないなんていうことは、それはおかしいと思うんですね。だから例えば長野市でない人が長野市で参加しても僕はいいのではないかと思うんですけども、その住民の側から見たら。そういう話し合いをしてもっと質を高めるとか、同じなら費用を減らすとか、そういうようなものというのは何かあるんですか。これはもうそれぞれがそれぞれでやっているだけなんですか。

(藤森行政改革課長)

その辺の状況については、先ほどの沼尾委員のものとあわせて、次回、所管部局の方から説明をさせていただきたいと思います。

(市川部会長)

住民というのはおもしろくて、県がやるとやっぱり一つレベルが高い、もともとそういう先入観があるんです。私、助役を8年やってみて、いろいろなところでそういうことが出てきますけれども、確かに講座の中身も県の方がちょっとレベルが高いようになっています。ところが希望者がものすごく多いものですから、県の枠組みだととてもじゃないが長野市なんかでは収まらないわけですし、そうするとやっぱり自分(市)で何かやらざるを得なくなってくるんですね。要するに住民のニーズにこたえていくというのがありまして、それで両方保っていると。小さい町村は自分でやることはできませんよね。これはちょっと能力的に無理な話だし、そんなにたくさん人口もいるわけではないという問題があって、その辺はまあ何となくうまく行っているんですよ。うまく行っているだけけれど、私にすると、長寿開発センターというのは、市町村から見ると老人大学みたいなものが目立って、あとが見えてこないんです。何をやっているんだ、この団体はというのが、正直なところの感想で。そうすると、もうちょっと連携プレーをとってやるということと、僕なんかは、うちも社協があるから社協の中に入れてくれと。その中でもう社協の業務として一緒にやってもらった方が、かえって連携プレーもとれるんじゃないかなというよ

うな感じがします。これあと何をやっているのか、シニアリーダーがではだれかに教えているのかと、あとは、ねんりんピックがどこかへ派遣するとか、そのためにわざわざ財団がいるのかと、こういう感じがしないでもないの。それは少しやっぱり何か、存在価値をどうやって示していくかという、この長寿開発センターにはもうちょっと使命があるような、その辺はちょっと欠けているかなという感じがするんですね。

やっぱり本部が社会福祉総合センターの中であって、ランチみたいなものが結局ないから、地方事務所とかそういうところになっていくんですね、現実そうですね。ではそこに専任の職員がいるわけではないですね。ランチにはいないんでしょう。

(藤森行政改革課長)

老人大学を、センターでやっていたときには、各地方事務所にその老人大学担当の老大主幹という職員がおりました。今はそれが県職員に振りかわっているという形になっております。

(市川部会長)

だから市町村とつながるときに、そういう市町村のあるランチとつながった方がうまくいくんですね。というのは、やっぱり市町村はどこかなという社協かなと、そういう感じがするんですね。そうすると、これだけがポツと財団としてあって、あとどういうふうにな長寿社会の中で役割を果たしているのかなとなると、いろいろな施策、市町村も老人対策、高齢者対策をやるじゃないですか。だからその辺、やっぱりこのセンターがトップになってほしいと。そういう下から見ると願いがあるんですけども、その辺がちょっと弱いのかなという感じがするんですが。

(藤森行政改革課長)

その辺も次回のときにお話しさせていただきたいと思いますが、多分、長寿社会開発センターというその賛助会員制度という、これ非常に特徴的なところだと思うんです。したがって社協の中にとということもあると思いますが、やはり一般企業の方なり、個人の方なりが賛助会員で担っていただいているということも、考慮しなくてはいけないのかなとは思っております。

(市川部会長)

大体、最近、老人大学という名前をつけると叱られますよ。老人クラブという名前をつけると入らないんですから。そんな年寄りではないというようなジンスになったんです。基本的には、しかし老人大学を委託だ、すべったとやってみても、どこかで一つにまとめて県へ持ってきたって、どちらへ持っていってもそれは大差ないのではないかなと、そう思いますけれども。

現実に賛助会員が主体で動いていきますか。今、賛助会員というのは増えているんですか、減っているんですか。

(藤森行政改革課長)

今の13ページの資料の真ん中辺に賛助会員数ということで、個人の会員数なんですけれども、

減っているというような状況でございます。

(市川部会長)

それは大変ですね。

(藤森行政改革課長)

それからその団塊の世代の大量退職ということで、そういった方への働きかけによって賛助会員を増やしていくというような取り組みも、事務局の方では考えているようでございます。

(市川部会長)

うまく動いてくれると大事な、担っていただけるようになるのは一番いいですけども。

(小林委員)

もう一つ確認なんですけれども。これ、今、変更させたことによるコストの問題は、基本的にはこの ところに書いてありますが、消費税云々の問題はありますけれども、基本的にはほぼ同じということなんです。

(藤森行政改革課長)

はい。

(市川部会長)

賛助会員というのは、法人会員と個人会員、別に分かれているんですか。

(藤森行政改革課長)

法人会員が現在、17年度末ですけども、約100ですね。

(小林委員)

コスト比較ですけども、県が直接実施というのは、県の職員の方がやられるわけですね、当然それにかかわるもの。センターが実施だと、当然センターの職員が事務処理をするということですね。それで基本的なコストというのは同じなんですか。

(藤森行政改革課長)

現実申し上げますと、県が直接実施をしているということで、これ各地方事務所におります県の行政嘱託の職員がやっているということで。コスト的に報酬だとか、そういうものは一緒でございますので、同じということです。

(小林委員)

ではこれ結局、何も変わらないということですね、要は、やってる人も変わらないし。

(藤森行政改革課長)

その辺の事情については、また次回、沼尾委員の宿題とあわせてお話しさせていただきたいと思います。

(市川部会長)

わかりました。ではこれに対してはこれで、では打ち切らせていただきます。  
では次に林業公社。

長野県林業公社

(藤森行政改革課長)

資料による説明

(市川部会長)

各委員、意見はどうですか。これはこれでしょうがないのかなと、どちらへ転んでも同じかなという感じがしますが。

(小林委員)

確認ですけれども、長期コストのところ、交付金5.5億円というのは、これは長期ですから相当長い期間ということだと思っんですが、それはもう見積もった合計金額がということなんですか、これは。

(藤森行政改革課長)

はい。

(市川部会長)

これはこれでいいですか。超長期とおっしゃるので。

(事務局)

沼尾委員からですが、「所管部局及び団体の考え方に賛成する。」ということです。

(市川部会長)

では、これはいいですね、林業公社はこのままで行きましょう。土地開発公社は最後に残しまして。それでいいですね、土地開発公社は補足説明がありますので最後に。  
次に道路公社をいきます。

長野県道路公社

(藤森行政改革課長)

## 資料による説明

(市川部会長)

特にご意見等ありましたらどうぞ。

(小林委員)

確認だけでいいんですけれども、こういうのが表に出るとすれば、きちっとしておいた方がいいと思うんですが。これ利用者にとって、料金40億円の負担が不要となると書いてありますね。そうすると、26年でやめるか、38年でやめるかという、12年あるわけなんですけれども、単純に12年だと480億円になりますね。これ返すのが、やめるときに県に返還するしないというのは、219億円マイナス30億円ですから、実際には190億円ぐらいがまずここで一つ差が出ていて、それから維持管理費の7億円掛ける12年として80数億円なんです。そうすると、480億円とこの270億円ぐらいの間に相当大きな金額の差があるんですよ。だからおそらく、だから公社の維持費は当然かかるわけだと思うんですけれども、そんなにかかるのかなという気もするんですが。その辺だけ、次回でいいと思いますけれども。逆に言うと、もっと(県に)戻せるんじゃないかと思えますけれども。

(藤森行政改革課長)

確認をさせていただきます。

(市川部会長)

問題は非常に単純なんですけれども。放っておけば、当然この団体はなくなる、道路公社というのは、期限が来ればもう自動的に法律上なくなるんです。ただこれを早めたいという、新しい道路をつくらないと言っていますから。この前そうでしたね、新しい有料道路はやらないんだと。そうなれば、そのとおりにやっていたら、これ料金徴収期間はもう決まっていますので、法律で決まってしまうから自動的になくなるので。それを早い時期で無料開放するというのを26年に設定されたわけなんですけれども。それは県が方針として、26年という数字をつくったんですね。本来しかし、これは県がみずからできることではなくて、当然議会の議決が必要になりますね。だから、どういう理由で26年を設定したのかという話なんですけれども。これはもう、この部会での結論というよりは、どういう意見を求められるというよりは、むしろどういうふうに、県側がどうやって、県民サイドの要求でどうやって判断していくかということ。なかなか難しいようですね。一応認可もきちっとそれとって、県議会はそれで承認をして、この道路を有料で定めたわけでしょうからね。それを無料開放時期を早めるということはどういうことなんだとこの議論はやっぱり、ここではないところで議論していただきたいなと、部会としては正直なところ。です。

(岡村委員)

1点だけ。県側で利用者も含めて、受益者負担にするのか、税金で出すのかという話で。この40億円というのはあまり意識する必要なくて、この40億円の収入を得るためには50億円の支出が

あるわけですから。そこをさっきみたいに、12年で480億円、すると270億円というふうに言ってしまうのではなくて、40億円の収入を得るために確か51億円ぐらいの支出があるわけで。

(小林委員)

そこなんですね。40億円だけが表に出てきてしまうと、問題があると。私が連結で言っているのは、やっぱり県の財布から出すのか、日本国の全部の利用する人たちから出さなくてはならなくなっちゃうと思うので。

(市川部会長)

沼尾委員のお話を。

(事務局)

沼尾委員からは、追加の説明をしてもらいたいというご意見で、「経済波及効果、金額不明となっているけれども、これについては何らかの方法で金額を出してもらえないか。それを見た上で意見を言いたい。」という、そういうご意見でした。

(市川部会長)

難しい、やれますか。

(藤森行政改革課長)

難しい宿題だと思いますけれども、所管部局なりと相談をさせていただきたいと思います。次回、どんなお答えができるか、相談させていただきたいと思います。

(岡村委員)

産業連関表を使っても算出するのは難しいと思います。

(市川部会長)

廃止時期の変更は、本当にもうちょっと違うところで考えないと無理ではないかなというような結論をしたいところですけども、逆に県に下駄を預けたい。

(浦野総務部長)

おっしゃるとおり、政策判断みたいな部分にかかってくるんだろうと思います。それが多分、沼尾委員おっしゃるような経済波及効果まで含めてどう判断されるのか。確かに数字で出ないにしてもやはりどうすべきだというような、定量化して判断ができればこれにこしたことはないのかもしれませんが。そうでなくても判断をしていくというか、それをやっていくのが県の仕事かなとは思いますが。

(市川部会長)

私の意見とすれば、部会がいつやめるとか、云々だとかということは、とてもそれは求められ

ても、ちょっと我が部会では無理かなという感じがします。何十年たったら、この団体が明らかになくなることは間違いない。

(浦野総務部長)

本来の予定されている時期が38年だということ・・・

(市川部会長)

制度からはもう決まっているわけですから。

ということで、では沼尾宿題で、これちょっと至難の業ですけれどもね。

ではこれはそういうことにして、では次に下水道公社にまいます。

長野県下水道公社

(藤森行政改革課長)

資料による説明

(市川部会長)

はい、どうぞ、何かありましたら。

(小林委員)

すみません、流域下水道の管理業務は引き続き公社に委託とありますけど、これは指定管理者は想定しないということなんですか。

(藤森行政改革課長)

現時点ではそういう考え方です。

(小林委員)

これはだから、もう県の考え方という話ですね。

(藤森行政改革課長)

所管部局の考え方がそういうことであるわけでございますけれども。それが、今のところ県の考え方になっているということかと思えます。

(小林委員)

下水道公社が、ということではないですよ。ではこれも政策だということであれば、そういうことなのかもしれませんが。(5)で、中長期的には民間への委託範囲の拡大により公社組織のスリム化を進めていくと。これも非常に抽象的なんで、もうちょっと具体的にアクションプラン、具体的にどういうことをどういうふうにしていくのか、それでいつごろまでにどうするのか、こういうことをやっぱり出していただいた方がいいと思うんですね。そうしていかないと実行され

ないという不安がありますので。

それからあと、県職員派遣はおおむね5年後に廃止云々の「おおむね」というのがありますので、これももうきちんと（年数を提示）していただいた方が思うんですが。

（青木委員）

すみません、検討不十分の（2）と（3）なんですけれども。これ、公社が介在することによってこういう問題が発生しているのであって、県が直に民間委託すれば、この問題というのとはなくなりますよね。その辺はどうなんですか。

（藤森行政改革課長）

（3）については、公社が全く関与しなければ起こり得ない問題かと思います。ただ（2）については、要は県が全部やるとすれば、その分、県がその人を確保しなければならないと、自前で県職員でやらなければいけないという問題があるということかと思います。そういった意味では、県がやっても公社がやっても同じなんだけれども、県がやるとすれば、新たにそういった人材を確保しなければならないという問題が生じるということかと思います。

（青木委員）

規模は違うでしょうけど、市町村でも独自でやっているところはありますよね。もちろん民間委託等しているんですけれども。そういう場合で考えてみると、何で流域下水道だけは、規模は大きいでしょうけれども、県の財団でやらなければいけないのかというのは、よくわからないんですよね。そうすると、県の下水道公社というのはずっと永久にあるんじゃないかと、やっぱりある程度の段階では（県関与を廃止するという）今までの改革の基本方針のとおりでいいような気がするんですけど。

（市川部会長）

なかなか難しいところですね。下水道公社、やっぱり公益法人ですよ。今は市町村もまだ若干整備しているところもあります。整備がどんどん進んでいくと、完全に維持管理体制に入りますよね。その辺までいって、将来、公社というのはどういう役目を果たしていくのかというのは、やっぱり読んでおかなければいけないんじゃないかというのがあります。どこの県もみんな下水道公社みたいなものを持っているんですかね。

（藤森行政改革課長）

全部ではないと思いますが、ちょっと数字はまた確認させていただきます。

（市川部会長）

下水道の整備がうんと早く進んでいる大都市とかそういうところとは、また当然違うとは思いますが、

（藤森行政改革課長）

今の青木委員おっしゃったようなことについては、先ほど小林委員の方からあった今後の民間委託のアクションプラン内の中でちょっと、考え方はお示しできるのかなと思っております。

(小林委員)

だから一つの僕の意見ということだと思っんですけども。こういうのは、今どんどん市場原理を導入しながら、指定管理者とかといろいろやっていくのが僕は大きな流れだと思うんですね。そういう意味では、引き続き公社に委託とやっちゃって、(5)で中長期的にはスリム化を進めていくといっても、ある意味では競争相手は出ないよと、それでやっていこうねという話なんで。やっぱりこれはまさに連結ベースで考えるということで、(1)のところ、今、一部公社がやっているけれども、だったらそれは県に引き上げておいて、あと指定管理者ということもいくらでも考えられると思うんですね。そういうのも視野に入れておいていいんじゃないかと思うんですけども。それでトータルでいいかどうかという判断をしなければいけないのではないかと思うんですね。

(藤森行政改革課長)

確におっしゃるとおりです。そこら辺の考え方、整理をさせていただきたいと思います。

(市川部会長)

当面とやっていて、だんだん整備が進んできて管理に入ってきたときに、あと公社はどうしていくんだということの、見通しをある程度出していかなければいけないと思いますよね。10年ぐらいたつと下水道の整備は相当進むのではないですか。そのときに公益法人としてどうやって公社は生きていくか、管理だけはずっと随意契約でやれるのというところがちょっと心配は心配ですけども。その辺さえやれば、あとはこの問題は片づく。当面は当然、こういう公社は必要でしょうけれども。

(藤森行政改革課長)

先ほどの全国の公社の設置状況なんですけれども、下水道公社があるのが、47都道府県中29、本県含めて29。

(市川部会長)

沼尾委員の意見をお願いします。

(事務局)

沼尾委員からは、2点、追加の説明をしてもらいたいというお話がございました。一つは、「プロパーの育成計画を提示してほしい。」という、他の団体と共通する話なんですけれども。もう一つは、「今現在、公社と随意契約で管理業務の委託をしているということなんですけれども。これについては、価格だけでなく、例えば総合評価などの方法で落札者を決める方式で入札をすれば、この随意契約を必ずしも続ける必要がないのではないかと思われるんだけど、そこら辺はどうかということの説明してもらえないか。」そういうご意見をいただいております。

(市川部会長)

さっきの問題に通じるところがあってね、わかりました。ではその辺を含めて、同じ問題を基本的には抱えているんですね、そこは指摘しているんですね。

はい、では次へ行きます。暴力追放県民センターですが。

長野県暴力追放県民センター

(藤森行政改革課長)

資料により説明

(市川部会長)

特にご意見ありますか。

(小林委員)

この財政的支援を実施ということなんですけど、どの程度を想定しているのでしょうか。

(藤森行政改革課長)

前の(所管部局からの)ヒアリングのときには、(センター全体の予算規模で)3,000万円程度というご希望はあるということでございます。ちなみに今年、この部会の結論が出るまでという条件で支出をしているのが、補助金ですと18年度、19年度、645万円というような状況です。

(市川部会長)

特によろしいですか。

(岡村委員)

やっぱりここで主張されているように、治安とか安全・安心というのは、民だけに任せておけばいいというものではなくて、県がもっと積極的に、もっと踏み込んで考えてもいいぐらいに思っております。これも最低限、この程度のことはやるべきではないかと思えます。

(市川部会長)

沼尾委員の方、何かございますか。

(事務局)

沼尾委員からは、「県の支援自体はやむを得ないので考え方には賛成すると。ただ、要望として、団体の運営のあり方というか、そういうものとして県ともう少し距離をとって、県警の手足というようなイメージを拭い去って運営をしてもらえれば、その活動に対して県が支援するというのが望ましいのではないか。」そういう要望ということでございます。

(市川部会長)

これはいいですか、基本的には、あとは文案をまとめてもらって結構だと思いますが。県の支援は、県がその都度また的確に判断をしていってもらおうということで、支援をしていただくといいということで、そんな方向でいいんじゃないかというふうに思いますけれども。いいですか。では次へ行きます。県の消防協会。

長野県消防協会

(藤森行政改革課長)

資料により説明

(市川部会長)

ご意見ございますか。

(小林委員)

県関与の継続というのがあるんですが、何か、これもどうも僕は抽象的で、具体的に何をしますか。例えばお金の面とか人の面とかいろいろ、どんなことをしていくんでしょうか。それで、それがどの程度の負担になるのか、その辺もわかるとありがたいんですが。

(藤森行政改革課長)

現在の関与については、一番下に協会の支部事務ということで、今、各地方事務所で県の職員が消防協会の支部の業務を行っております。これは職務専念義務の免除ということで、県の業務とは別の形でやっているんですが。その従事時間自体は、記載のような時間でやっております。現在は補助金といったようなものは出しておりませんが、こういった支援を今以上にやっていくのか、それとも今程度にするのか、そこら辺はちょっと今後検討していかなければならないということで、所管部局は考えているということでございます。

(市川部会長)

これから県と市町村、消防団、これは大事で、常にやっぱり協調性を持ってこれ一緒にやっていってもらわなければ困ると思います。具体的にどうこうするという辺をもうちょっと詰めればいいんであって。これ消防団にしっかり動いてもらわないと大変なことなんで、やっぱり県もそういう意味では、危機管理の一番大事な責任も持っているわけですから、どうあろうと、これは、県関与という、これに関しては関与という言葉はちょっと気に入らないんだけど、本当に協調してとまかくやっていってくれということが、これは大事だと私は思いますけれども。表現はどうするかにしても、今後とも、ここに書いてあるように、活動内容は詰めていってもらって、そういうことでこれからも引き続きこれは三者でしっかりやっていってほしいと。この場合は警察も一緒に絡んだり、いろいろな面ではあるわけですが、これは消防団が士気高く、地域で活動してもらわないとこれは困るんですよ。つまらない、ささいなことでごたごたしない方が僕はいいと思いますけどね。

(小林委員)

ではちょっと確認なんですけど、これ、今もともこの協会支部の事務業務量というのは、だから県の方がもう担当、負担してやっっているんですね。そうすると、どちらかということの変更というのは、精神的な色彩が強くて、財政的な問題はほとんど変わらないということではないんですか。

(藤森行政改革課長)

団体の主張とすれば、要は消防協会の役割というのは重要なんだと。それに対して県もそういったその役割を担っているということを改めて再確認をしていただいて、県関与の継続というものを決めていただきたいということかと思います。

(市川部会長)

異論はありませんがね。はい、どうぞ。

(事務局)

沼尾委員のご意見ですけれども、「関与の継続ということがいい。」ということなんです。「ただ、団体自身の活動内容ですとか、あるいは県、市町村、団体、それぞれ相互のかかわり合い方といったものは、再検討した上で、県が関与を継続するといったときの関与をどのようにしていくのがいいかということは、今後決めていくことが必要ではないか。」というご意見でした。

(市川部会長)

団体の主張もその辺が入っているから、これでいいと思いますけれども。そんなに県の職員が業務的に困るほどの仕事をやっているわけでは決していないので。それはもうそんなに、それは理屈を言えば職務専念義務の免除かも知らないけれども、言えばそれも仕事のうちだという解釈をしてもいいんじゃないかというぐらいなものだと思いますけれども。特にいいですね、これは。

では次に信用保証協会と農業信用基金協会をお願いします。

長野県信用保証協会・長野県農業信用基金協会

(藤森行政改革課長)

資料により説明

(市川部会長)

電算システムがどうのこうのよりも、基本的にちょっとこれ無理がありますね、農業のものと中小企業等云々の。だから統合するにもなかなか統合しようが、法律論の前にもう基本的に無理がある。中身がまるっきり違うことをやっている点があるからね。

(事務局)

それでは沼尾委員も、「所管部局及び団体の考え方に賛成。」ということでございます。

(市川部会長)

ちょっと無理ですね、どうしてこういう発想が出てきたのか、ちょっと私にはよくわからないんですけども。ではこれは原案で、そのままここを書いてください。

では最後に土地開発公社ですかね。何か補足の説明もしたいということですが。

長野県土地開発公社

(藤森行政改革課長)

では土地開発公社については、企画局から改めて説明をさせていただきます。

(企画局土地対策室長 市川武二)

それでは土地対策室長の市川です。毎回、この件ではお時間をいただいておりますが、今日、事務局の方で用意されている15ページの方の資料のほかに、私どもの方から別冊で資料を配付させていただいております。別冊の方の資料に沿いながらご説明したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

まず1枚目のカラー刷りの方のA3サイズのものですが、今まで申し述べてきたことと重複することはあるかと思いますが、その辺はご容赦いただきまして、改めて土地開発公社の必要性というものを話し申し上げたいと考えます。

まず左側の方ですが、土地開発公社がこれまで地域、また県民のために何をやってきたかというものを整理させてみました。公拡法に基づきまして、県に代わって公共用地の先行取得、管理等を行ってきたということでありまして、例の一つとしまして新幹線やら高速道路やら空港やら、国・県道等の社会資本の整備に用地取得という面で貢献してきたということ。さらに公社が事業の結果生み出した剰余金と言いますか、利益を引当金として活用して、産業団地の分譲価格の引き下げに協力してきたということでありまして、いわゆる他県で散見されるような、不良債権を生み出したプロパー事業は一切行っておりませんということを改めてお願いしておきたいと思えます。

それから公社が行っている用地先行取得というのは、県民の皆さんに役立っていると私どもは理解しておりまして、民間資金を活用した効率的かつ機動的な手法で公共事業の早期完成、早期供用開始等に貢献しているということでありまして、例の1としまして、現年度取得よりも道路の供用開始が早まるというシステムがあるということ。それから先行取得によって計画的に取得しますので、工事の速やかな着工に貢献するとともに、繰越額の減少にも寄与していますということでありまして。

恐れ入りますが、別添の資料の1をご覧くださいたいんですが、こちらは、県直営方式による場合と土地開発公社による先行取得と現年度取得の組み合わせによる場合をモデルケースとして比較したものでございます。まず上段が現年度取得による県直営方式でありまして、下段が先行取得と現年度取得を組み合わせた土地開発公社の機能を活用した場合でございます。どちらのケースも用地取得費を19億円、工事費を2億円の総事業費21億円としまして、工事自体は1年で終

わるという想定のもとの比較であります。また単年度に県として措置できる予算額はほぼ同じという前提であります。

県直営方式の方ですが、1年目の5億円から4年目の4億円までは、措置される予算全てが用地取得費に充当されることになりまして、工事は5年目、供用開始は6年目ということになってきます。一方、下段の土地開発公社の場合ですが、1年目は債務負担行為を設定している12億円、これはいわゆる先ほど申し上げた民間金融機関からの借入れでございますが、この12億円に加えまして、表返しの歳出予算は不要でございますので、1年目に措置できる5億円というものが現年度取得できる財源となってきます。したがって1年目は最大限17億円の用地取得が可能になるということになりまして、一気に用地取得は進むことが可能であるということになります。2年目に措置される予算も5億円でありますので、借入金の償還として平準化を図るための4年分割の1年目分としまして3億円は償還しますが、残りの2億円については、現年度取得できる財源となります。これで用地取得が完了することになります。3年目に措置される予算も5億円でありますので、借入金の償還に3億円、2億円を工事費に充てて工事が完了する格好になります。4年目には供用開始が可能となりまして、県直営方式に比べて2年の事業期間の短縮が可能となるということになります。4年目、5年目の予算は、全額、借入金の償還に充てられるということになりますけれども、総事業費は県直営方式と同額になります。

このように土地開発公社の機能を活用することは、委託事務費や金利という経費は、現年度取得に比べて余分にかかるわけではございますが、このことについては以前申し上げたとおり、土地開発公社には、(県の)用地課の職員に比べて1人当たりの処理事業量から来る職員人件費等、経済性に優位性があるということでありまして、この点はデメリットにならないと考えておりますし、このモデルケースで2年も早く事業効果が発現することになると言えると思います。

それから、次の別添2をごらんいただきたいんですが、土地開発公社の決算額の最も多かった平成7年度から昨年度までの12年間につきまして、土木予算額や用地事業費等の推移を示した資料でございます。下段に生データを記載してありますけれども、上段に棒グラフ、折れ線グラフでそれらを図示してあります。ごらんのとおり平成7年度をピークに土木予算は減少しておりまして、その減少に伴って用地事業費も大幅に減少しております。先行取得事業費は、かつて用地事業費の30%以上も占めていたわけではございますが、最近3カ年は土地開発公社の平成20年度、実質的廃止という改革基本方針等を受けまして一桁台となりまして、昨年度はついにゼロという状況になっています。

一方、会計年度の関係から、当該年度に執行できず翌年度に繰越をせざるを得なかった事業費が、全体土木予算に占める割合を見ていきますと、最近30%前後と増加しております。この時期は先行取得事業費が大幅に減少した時期と合致しておりまして、また用地取得の不調を理由にした繰越は、データのある最近の4カ年を見ますと、40%前後と、こちら増加傾向にあると言えます。このように先行取得という方法を活用しないと繰越額や用地取得の不調を理由にした繰越が増えまして、県議会での手続を含め事務手続も煩雑になる上、会計単年度主義に照らしてもいかがかと考える次第でございます。

元の資料にお戻りください。左側の3番目のブルーのところですが、公社は県民にとって有益な機能・組織と考えております。公社の優位性として、改めてここに4点整理させていただきました。公社の先行取得というのは、県直営や民間委託に比べて経済的に優位であるというこ

と。それから公社職員は用地経験も長く、スキルアップ研修も受けた用地業務の専門家であるということ。さらに先行取得による計画的な用地取得は、速やかな工事着工に貢献しまして繰越額の減少に寄与しますということ。ただいまの別添2でお話ししたとおりです。さらに公社による用地先行取得では、民間資金を財源に活用しておりますので、借入時期でありますとか、借入額などで機動的な対応が可能と考えております。

資料の別添3をお開きいただきたいと思っております。この資料は5月11日の専門部会で説明させていただきました資料でありまして、説明は今回省略させていただきますが、土地開発公社に委託した方が経済的に優位であるということのみ、ここで改めて申し上げておきたいと思っております。

次のページ、別添4をお開き願いたいと思っております。別添3の欄外にあった公社職員と用地課職員の用地業務経験比較を、年齢と用地業務の経験年数との関係をグラフ化したものが上段であります。本年4月1日現在におきまして、現地で用地交渉等に実際に携わっている職員について比較したものでありまして、本庁や本社にいる職員は含まれておりません。ごらんのとおり公社職員は平均年齢も高いですが、平均の経験年数が25年となっております。一方、用地課の職員の方をごらんいただきたいんですが、平均の経験年数は4.2年となっております。

これに加えまして、下段のスキルアップの職員研修等の参加状況でありますけれども、公社がこの10年間で平均24%、用地課職員が11%となっております。公社は4年に1度は専門研修等に参加できるわけですが、また参加しているわけですが、用地課職員につきましては10年に1度となっております。在籍中に研修が受講できるかどうか、非常に厳しい数字と言えるのではないかと考えます。

さらに公社職員につきましては、業務上非常に有効な資格研修にも参加しておりまして、現在の職員では1名しか資格を持っておりませんが、補償業務管理士の資格を取得しております。これは外注した補償調査の成果品の検収等の業務に役立っているという資格でございます。公社職員の研修がこれで十分かどうかという議論はあろうかと思いますが、少なくともこのようなことから、用地課職員に比べて専門性が高められたプロの集団であるのではないかとということがわかりいただけるかなと思っております。

続きまして別添5の資料をお願いします。この資料でお示しました内容は、用地交渉の流れを示すとともに、以前の部会でも申し上げたところでありますけれども、土地開発公社の機能を活用した場合と県直営による場合を、用地事務とその流れを基に比較したものでございます。共通の事項としまして、事業実施前年度においてそれぞれの地元での用地説明会から補償額の決定までの事前業務を行うこととします。用地交渉に要する期間を1年間と想定した場合、上段の土地開発公社機能を活用した場合におきましては、事業実施年度の当初から用地交渉に入り、年度内に支払を終わらせることができます。しかし建物移転等がある場合には、翌年度に半年分ぐらいはずれ込む場合もあります。しかし年度でとらえれば、さらに半年分ぐら이의余裕があるということになります。

一方、県直営による場合ですと、事業実施年度の半分ぐらいつきましては、起債の総務省協議にとられることから、その年度につきましては、実際の用地交渉は約半年分ぐら이의期間しかとれません。繰越措置を行った上で翌年度の執行を行うことになるわけですが、上段のケース同様、建物移転等がある場合には、用地交渉如何によってはさらに繰越措置の必要性が出てくる可能性があるということになります。しかし手続上、この2年目の繰越というのは事故繰越となり

まして、用地交渉の不調等を理由にできないこととされておりまして、時間的余裕のない切羽詰った中での用地交渉が職員には求められるという実情があります。時間的余裕があり繰越手続もいらぬ土地開発公社機能の活用のパターンに、優位性があるのではないかと考える次第でございます。

元の資料に戻っていただきまして、右側の方をごらんいただきたいんですが、県民の皆さんにとって土地開発公社は、これからも有益な機能・組織であり続けるということを訴えたところでございます。ポイントは8ポイントあります。長野県の公共事業は、これからも一定の事業量があり続けるということでもあります。これも以前から申し上げているところでありますが、昨年度の長野県民満足度等調査結果を見ても、公共事業に対する期待はありますし、これらを受けての中期総合計画の策定の中においては、これらが反映されてくるであろうと考えているところであります。先だつての14日に中期総合計画の大綱案について審議がされたところであります。その大綱案の中を見ましても、施策の基本方向として災害に強い県土づくりの推進でありますとか、快適な暮らしや交流を促進する交通網、街並みなど社会基盤の整備を進めるというものが大綱案の中でも整理されているところであります。今後、この基本方向の肉づけとなる具体的な施策が位置づけられることにはなりますが、取り組んでいこうという県の方向性は出ているのではないかなど考える次第でございます。

さらに行財政改革プランにおける投資的経費と社会資本の整備方針ということでございますが、この3月にできました行財政改革プランの投資的経費、トータルでは1,528億円ということも位置づけて見込んでいるということが1点。そのプランの中に真に必要な社会資本を重点的に整備していくと明記してあることが2点目。このような位置づけがあるということでもあります。

3点目としまして土木部の今年度の単独事業における先行取得事業費でございますが、18年度は先ほど申し上げたとおりゼロでございましたが、12億7,000万円の事業費がついております。当初予算で予算化されております。県としても上のプランを受けてこのような予算措置を行っているということをご理解いただきたいと思ひます。

さらに今月、改めて土地開発公社におきまして、国の国道事務所の訪問をしたわけですが、その際にも改めて今後も土地取得業務については、長野県土地開発公社に委託したいと、こういう意向表示があったところでございます。

以上のものをベースにしまして、私どもで今後の事業量を試算したところによれば、国直轄分、また県分等も含めまして、年間約40億円ぐらいの事業量はあるのではないかと見込んでおります。あくまでこれは聞き取りによる積み上げでございまして、公表された計画でありますとか、予算に裏づけされたものでないことは重々承知の上ですし、信憑性に欠けるというご指摘を受ければそのとおりでございます。ただ、私どもとしてもこの裏づけとなるものを示すことができないという歯がゆさも持っているところでございますが、私どもの試算では40億円というものはあるだろうと見込んでおります。

次の2つ目のポイントであります。先ほど別添2の資料で申し上げたとおり、公共事業の早期完成、また早期供用開始に貢献し、県民の皆さんの貴重な税金を効率的に役立てるということができるとございまして。

3つ目のポイントですが、これも以前申し上げました、市町村土地開発公社にかわって、国直轄事業の受け皿として地域に貢献しますということでもあります。県内の市町村土地開発公社の実

情は、52の市町村で設置されているわけですが、常勤職員は52名ということでありまして、非常に脆弱な状態であります。さらに29の町村では土地開発公社が未設置であるということでもありますので、広域的な事業には市町村土地開発公社では対応不可能ということも言えましょうし、長野市土地開発公社がやっております長野東バイパスの受託、これは非常に例外的な受け皿ということだと考えております。

4つ目のポイントですが、公社は今までもスリム化してまいりました。これからもさらなるスリム化に努めてまいりますということでもあります。プロパーの職員数でございますけれども、11年度の51人というピーク時に比べまして、今年度当初、既に40%の20人まで減っております。今後、3年後、4年後と見ていきますと、平成22年には一桁の8人になります。以下、記載のような人数でありますけれども、当面減らせるところまで減らして、事業量の、業務量が増となって、その人数で対応できないという状況になれば、公社OBの活用やら、長野県からの職員の条例派遣で対応したらいかかかと考えているところでございます。

さらにそれに加えまして、これまでも長野事務所の本社建物への移転等もやってきましたが、さらに管理部門の他の外郭団体との統合も検討しようということで、現在、公社の方で考えております。

5つ目のポイントですが、地価上昇の気配がありますということです。この1月1日現在で行われている地価公示を見ますと、平成3年をピークに下がり続けていた全国ベースの住宅地、商業地ともにわずかな上昇に転じております。本県におきましても、住宅地は10年、商業地は15年、連続下落状況でございますけれども、その下落幅は縮小しております。ポイント的に見ますと、住宅地では軽井沢で2年連続上昇、商業地においても軽井沢と長野市、それぞれ1ポイントの上昇であったり、長野市では5地点が横ばいというような状況が出てきております。7月1日現在で行います地価調査においても、速報を見ていると同じような傾向が出ているということでもあります。こういう状況変化がありますということです。

6つ目のポイントですが、事業効率のよい公社への事業委託については、行財政改革プランにおけるアウトソーシングに寄与できますということでもあります。行財政改革プランにおいては、平成23年度当初までに、一般行政部門で903人を削減しようという目標があります。これはいわゆる教員、警察官を除く職員の数でございますが、この削減目標に対しまして、土木部といえどもこれ例外はありませんので、約80人ぐらいの職員は減らしていかざるを得ないということになっています。となりますと、用地部門も含めての数の削減ということになるわけですが、適正な定員管理のためのアウトソーシングとしての受け皿としても、この土地開発公社は必要ではないのかと考えます。さらに土木部としての今後の方針は、これまでの時間的制約から十分検討されておられません。用地部門の全面委託を考えた、そういう方策を考えようというときに、公社なくしては検討できないではないかと考えております。

続きまして7つ目のポイントであります。公社を存続させたとしても、長野県財政への悪影響はありませんということでもあります。公社は、国、県等のからの委託事業のみで運営しておりまして、その事務費収入は当然あるわけですが、先行取得事業があるにもかかわらず、委託を打ち切り県直営にするということは、県側の職員を逆に増やさなければいけないと、こういうことになっていきますので、県に新たな人件費等の予算措置をしなければいけない必要性が出てくるわけです。また現在、土地開発公社に対して行われている県からの財政支援は、法律に基づきます

共済関係費のみであります。これも今申し上げたように直営化ということであれば、その職員の  
人件費措置をするということでもありますので、それを考えれば、さらに連結ベースで考えたとき  
に、土地開発公社があることによって県の負担が増えていると、またあるということにはならな  
いのではないかとということでもあります。とかく産業団地の未分譲分をとらえられて、長期保有し  
ていることが県財政に悪影響を与えているように思われがちでありますけれども、この問題は、  
ご案内のとおり、一義的には県側の責任でありまして、土地開発公社の責任ではありません。改  
めてこの点だけは申し上げておきたいと思えます。

最後のポイントですが、公社は天下りの受け入れ団体ではありません、用地業務のプロの集団  
でありますということでもあります。外郭団体と申しますと、とかく国の外郭団体と同じように天  
下りの受け入れ先と思われがちのようですが、県土地開発公社におきましては、そのようなこと  
のないクリーンな団体であります。用地の業務のプロ集団ということでもあります。

以上、申し上げましたが、今後も長野県には実施すべき用地取得業務があるわけです。この業  
務を土地開発公社に委託することは、以上申し上げたことから、県民の皆さんや長野県にとって  
有利な手法でありまして、土地開発公社は必要な機能・組織であると私は考えます。以上、長々  
と申しましたが、貴重な時間をいただきまして感謝を申し上げます。なお、今日は土木事業の関  
連で、先行取得を委託している土木部土木政策課の島田課長にも同席いただいておりますので、こ  
れまでの私の説明に対しまして補足説明をしていただきますので、もう少しお聞き願いたいと思  
います。

(土木部土木政策課長 島田徳一)

土木政策課の島田でございます。よろしくお願ひいたします。今、市川室長の方から説明がご  
ざいでしたが、基本的には今ご説明申し上げたような形でご理解をいただければというふうに思  
っております。私ども土木部が一番、土地開発公社さんにはお世話になっているわけございま  
すけれども、この機能というのは、まさに今までご説明申し上げてまいったと思えますけれども、  
直営でやるよりはかなり私自身から見ても、やはり有利な事業展開になっていくんだろうという  
ふうに思っておるところでございますので、よろしくご理解をいただきたいと思えます。お時間  
のほうは・・・

(市川部会長)

特別な点が、今、室長が説明したのと何か違った点があるのなら、それだけ言ってください。

(土木部土木政策課長 島田徳一)

特に今ご説明申し上げたような内容でございますので、もしご質問があればお答えをしたいと  
思っております。

(市川部会長)

前に聞いたのと大分重複しているから、特別の点があれば説明してもらえばいいし、そうじゃ  
なければもう結構です。あとは、では藤森課長さんの方に振ります。この内容を説明してくださ  
い。

(藤森行政改革課長)

資料により説明

(市川部会長)

では委員の方から特にご意見、ご質問等あったらどうぞ。

(小林委員)

ではよろしいですか。質問なんですけど、これ中長期の展望ということになると、今、最終的には24年には5人というお話ですが、あと出てきた仕事についてはOBとか活用しながらということなんですけど。最後はそれでいいかもしれませんが、これ5人ぐらいで実際、組織として機能するんですか。

(企画局土地対策室長 市川武二)

ご指摘のとおり、そういう懸念はあると思います。それは、今の時点において将来の事業量というものがやっぱり、先ほどの推測の域と言われればその域を脱していないわけですから、もう少し様子を見ている段階において改めて、場合によってはプロパー職員の採用もあり得るのかもしれないですね。

(藤森行政改革課長)

ちょっと補足をさせていただきますと、一つは公社の職員がいることによるメリットと、もう一つ、その15ページにも書きましたけれども、公社があるという制度面のメリットが、これは活用できるのではないかとということがかなり大きいのではないかと考えております。

(岡村委員)

私も小林さんと全く同じ不安を抱いたわけですが、今の事業量に対して18年度は常勤で27名、役員さんは別にして。それで19年度が20名、24年度が5名、4分の1の人員になる。しかし事業量は、ご説明だと推測の域を出ないというお話ですが、一応40億円ぐらいのお仕事はコンスタントにとれるだろうというお話になると、むしろ逆に言うと、その不足部分は公社のOBさんとか県職員の派遣に期待するということであれば、かなりそちらに対する期待度の方が相当織り込まれている削減計画なのかなという気がします。

(小林委員)

これちょっと、たまたま団塊の世代が抜けて5人残ってしまったから、その人たちがいる間は存続させるという方を優先したように見られてしまう可能性もあると思うんですね。

(市川部会長)

ちょっといくつか質問いたしますが、国から事業の委託を受ける場合に、土地開発公社でなければいけませんか。

(企画局土地対策室長 市川武二)  
市町村自体も受けることはできます。

(市川部会長)  
だから県が受けられるでしょうという、県が受けられますね。

(企画局土地対策室長 市川武二)  
受けられるかと言えば受けられるんですが。ただこれ前回も今も申し上げたとおり、そういう新たな組織づくりとか・・・

(市川部会長)  
そんなことは聞いていないんです。それは受けられますかということを知っているんです、制度的に。

(企画局土地対策室長 市川武二)  
そういう前提のもとにということです。

(市川部会長)  
制度的にはできますよね。過去にもやったことはありますよね。  
それともう一つ、一番大事なところは、これから大きな事業が出てくるということを言っていますけれども、時代はこれからは維持管理の時代ですね。新しい高速道路をつくって、高規格道路の問題はあるにしても、今、行われている直轄バイパスの問題はあるにしても、あとこれからどんどん用地を新しく買ってどんどん道路をつくるよりは、維持管理の時代じゃないですか。現在の道路の局部改良の時代に入って来ているじゃないですか。もしくはいろいろ橋梁の架け替えとか、トンネルの改良とか、維持管理の時代に入って来ているのではないですか。新しい用地をどんどん買うということは、そんなにはこれからは起きてこないように思うんですけど、その辺は、我々から見るとそうなんです、そういうふうに思うんですけども、どうですか、その辺。

(企画局土地対策室長 市川武二)  
おっしゃるとおりの面も多々あると思います。一方、国道に代表される事業であります、現在のいわゆる現道というものを拡幅しようと・・・

(市川部会長)  
だからそれは、今、申し上げたように局部改良は出てくるけれども、新設道路をどんどんつくるということはあまりないのではないですかと申し上げているんです。

(企画局土地対策室長 市川武二)  
おっしゃるとおりですが、事業量としてはそちらの方が多い場合もあるということです。

(市川部会長)

だからその場合、申し上げたのは、先ほど聞いた公社でなければいけないという理屈はないですよ。だからできるところは、制度的にはやろうと思えばできるということです。もう一つ、直営ということで切りかえてきましたね、方針を。それで少し進んできましたよね。人の整理を少ししてきましたよね。してきたというよりはどこかへ行ってしまった人もいますよね。やっていく過程で、これやってきて非常に矛盾を感じるのは、公社の職員は経験が長くて腕がいいんだ、腕がいいんだと、だから効率的だと言っておきながらも、これをやっていくとこれプロパー職員は採用しないと言っているじゃないですか、とにかくこの方針だと、ここに書いてあるじゃないですか。そうしていけば、それ中身はやっぱりそんなに能力差というのは、この公社の職員が特化していてこっちが劣るなんていうことは、そんなことをもう言えないではないですか。

(企画局土地対策室長 市川武二)

ですからこの資料にも、当面ということになっています。

(市川部会長)

そこはだめです、そういう言い方だと。当面なんて言われてしまうと、こっちは困ってしまうじゃないですか。

(企画局土地対策室長 市川武二)

先ほど小林委員にもお答えしたとおり、今の時点の事業量予測からすれば、新たにこの年度に採用したいといったものは、採用するということはその先ずっと雇用するということですので、そこまでまだ見込めないということから当面という表現なんです。

(市川部会長)

もう一つ伺っておきますけれども、全国の土地開発公社がありますね。この実態として、プロパー職員は一体どのくらいいるものですか。ほとんどいないじゃないですか。プロパー職員というのはあんまりいないでしょう、よその県の土地開発公社には。

(企画局土地対策室長 市川武二)

先だっの団体ヒアリングの際にも、(土地開発公社の)御子柴理事の方から長野県としては上位、多い方だというご回答をしたと思うんですが、手元に昨年度版の全国の土地開発公社の資料があるんですが、私どもの県より多いという県は、それは十いくつあります。

(市川部会長)

それはどういうところですか。

(企画局土地対策室長 市川武二)

例えば兵庫県の82人とかですね。

(市川部会長)

兵庫あたりは、それだけの職員の人件費をどうやって食わしているんでしょう。工業団地造成でもやって食わしているんですかね。

(企画局土地対策室長 市川武二)

今、手元の資料を見ますと、兵庫県の場合ですと、高速道路の用地取得というようなことで、57億円ぐらいの事業をやっていますね。

(市川部会長)

だからそういうのが終わったあと大変ですね。プロパーを抱えていると。ただ私は、このいわゆる公拡法から来る土地開発公社の制度というのは、うまく利用するということは、非常にメリットがあると思っています。そういう意味では、でも新たな事業がどんどん増えるというわけには、これからの時代はいかないんだろうなと思いますね。

産業団地の問題は、私はそのとおりで、これは別に公社の責任でも何でも無いと思っています。これは売れないからといっても、ある程度保有しておく必要があるんです。お客さんが来たときに何も無いなんていうのでは困る面もあるので。長野市もある程度は持っております。だんだん売れてきましたけれども、お客さんが来てからやっていたのでは、もうそれでお客は逃げてしまって、とてもじゃないがだめなので。そういう意味では、今みたいに、ある程度土地の下落もそんなでもないですから。

一番は、事業量が減ってきてプロパー職員をたくさん抱えたときに、どうやって食わせるかという問題がやっぱりどうしても出てきてしまうんですが。

(小林委員)

質問ですけど、県の職員の方が何らかの身分を変更して、公社に入って仕事をすることは可能なんですか。

(市川部会長)

可能です。

(企画局土地対策室長 市川武二)

可能です。

(小林委員)

そうすると、公社機能というのは、さっき言ったように先行取得云々と、要するに県でできない機能を持っているわけですね。だからまずそれが今後も必要かどうかというこ。そういう機能がどうしても必要なら、やっぱり公社をなくすわけにはいかないということになるんじゃないですか。

(市川部会長)

制度をね。制度の機能が、公拡法があって、あるときはそれを有効に活用していけばいいじゃないかと。

(小林委員)

だから、公社機能を残すかどうかということと、中で働く人たちの職員をどうするかということと分けて、それぞれに議論するべきだと思うんです。

(市川部会長)

どうしてもほとんど公共事業の用地買収になってしまうんですね。道路とかそういうものになってしまうんですね。

(小林委員)

ただ、これうがった見方をすると、これ団塊の世代が退職したら5人残ってしまったと。その人たちを維持するために公社を残すという議論ではないと思うので。だけどそんなふうに見えるので、やっぱり公社機能が必要だったらきちっと必要であると。今言ったように、今度、働く人については、今後の将来というのは非常に変動要素が多いので、人事の固定化とかそういうのを防ぐという意味では、基本的には今いる人と、そこにプラス県の職員で対応していく、そういうことになるんですか。

(岡村委員)

未処分の産業団地の保有面積が結構あるので、これも処分していかなければ、県にしても公社にしても大変な話ですよ。

(市川部会長)

だから市町村というのは、大きな市も含めてですけども、中核市なんかでも見た場合に、プロパー職員というのはゼロなんです。非常に変動が激しいからプロパーを抱えたら大変なんです。仕事がなくなったときは、そこへどこから払うんですかという話で、そのときは引き上げてしまうわけですよ。制度だけを使っているわけです。

(小林委員)

僕は5人だと、組織のモチベーションだとか、いわゆる能力開発だとか、やっぱり組織として機能しないと思いますね。固定化の弊害の方が大きくなってしまおう。

(市川部会長)

都道府県の方が事業量大きいんですから、そういう意味では、安定した収入をある程度今までは抱えてきたし、主張されたとおり、長野県の土地開発公社は独自の事業に手を出してないですね。いろいろやったところは、公社自体が自主事業をやっているんですね。産業何とか開発がどうか、それが焦げついているところが大変だったわけですけども。それはやって

ないんですよ。

(小林委員)

基本的には、公社機能はどうしても必要、残さないといけないと。そうしたら、そこで働いている方は危機感を持つただけでも、将来的にはその人たちが退職していった段階では、基本的にはゼロになって、県の直営になる可能性、そういう方向になると思いますが。

(市川部会長)

それはもう県の考え方ですね。

(土木部土木政策課長 島田徳一)

その辺がきちっと読めれば、そういう対応を、という形になるかと思えますけれども、今、企画局で、いろいろ試算していただいている部分については、まず一つはスリム化して、どういう事態になるかが対応できる。したがって、今ここに最終的に、平成25年度には4人になってしまうという絵になっていますけれども、これは公社にいる職員が必ず4人になってしまうと、こういう話ではないと考えております。当然OBの活用、それから県からの派遣というような形をとれば、事業量に応じて、常にフレキシブルに対応していくという話になってこようかと思えます。

それから、先ほど委員さんの方から機能と人のあり方というのは別というお話をいただきました。大変ありがたいことだと思っておりますが、確かに機能と中にいる人の話というのは、やっぱり別にお考えいただければ大変ありがたいと思っております。私ども常に思っているのは、やっぱり土地開発公社の機能というものだけはぜひ残していただきたいなと常々思っているところでございます。人の話というのは、その次の段階で議論しなければいけないのかなという感じがしておりますので、よろしく願いいたします。

(市川部会長)

機能だけ残しておいて県職員を派遣して、ペーパーカンパニーになってしまうかな。

(土木部土木政策課長 島田徳一)

そういう意味ではありません。

(市川部会長)

直営を全部放り込めばそれはそういうことなんです。ペーパーカンパニーです。まさに制度、機能を活用して、県職員で買って、この公拡法で先行取得をやるということになれば、全部そうやって、やっていけば、ある意味でのペーパーカンパニーですよ、それは。現実的に市町村はそうやって動いてきたんでしょ。

(土木部土木政策課長 島田徳一)

ただいまのお話ですけれども、かねてから申し上げているとおり、公社の職員のキャリア、こ

ういったものを考えたときには、県の異動のサイクルと比べますとかなり長い時間在籍しているということ、そこに培うノウハウというものは、かなりの部分があると私どもも思っておりますし、また実績も、これ人によって違います。

(市川部会長)

いや、そんなのものは長くやってプロであるなんて、そんなのプロになって当たり前ですよ、そんなことは。長く置いていてやればそれは訓練して、(プロに)ならなかったらそんな職員はいらないんです。そんなことは当たり前です、そういうことをあまり言うてはいけませんよ、それは。それはもうだめなんです、そういう理論は。だったら直接派遣して、ずっとそこにおいて置けばいいじゃないかと。それができないから難しいわけですね。安定的にあるんだっただけでそれは残して、職員もずっと退職までいていただければいいというんだけど。今、業務量がどんどん減ってくる中でどうしますかという話になってくるんですよ。

確かに仕事がいっぱいあって、前みたいに地価が値上がりしていて先行のメリットがどんどん、どんどんあるのであれば、それはそれでやるけれども。ただそれがピシャッと終わってしまったときに、ではどうしましょうかという問題。悩むんですよ。例えば何十人いたのにポッと仕事が無くなってしまった、どうしますかという話ですから、これ結構難しいです、その辺は。

だからある一定の量で固定するなら、兼務をどんどんやるから、今言ったように、ではプロパーをどんどん採用するほど元気が出てくるかということ、なかなか県当局だって、それは大変じゃないですか。その辺の見定めは我々に言われても困るので。制度は活用することは賛成です。そのあとどうするかということは、もう一回ちょっと中で皆さんの方でも議論をしてもらいたいと思います。もちろん現在働いている皆さんについてはちゃんとした処遇をして、きちっと最後まで対応するのは当たり前な話なんです。それは県がみずから採用して、みずからつくった制度なんですから。それを途中で放り出すようなことは、そういうことは県としてはやってはいけませんことであって。ただそれと、これからの組織をどうしていくんだという話は、また別な話ですけども。ただ私が考える限り、そうバンバン大きいのは出てこないですよ。うんと大きいのが出てくるんだったら、高速道路みたいにそういう対策部門を県は設置すればいいわけですから。そんなものは数年たてばまたなくなる話ですから。必ずそういう用地買収なんていうのは、未来永劫ということではなくて、高規格道路は何年までに用地買収をやるというのは、それはそれで終わりですから。そのときにワァーッとプロパーを膨らましてしまったら、それはまた悩む話ですから。そのときはそのときに県がみずから特別な組織をつくって、まさにプロジェクトで対応すればいい話じゃないですか。

それとあと、うんと少なくなってくるのなら、今言ったように、ある程度の職員はずっと、どのくらいまで残していけるかということになると、その辺はやっぱり内部で検討してもらわないと、こちらでは何とも言えない話ですからね。ただ基本的には制度がある限りにおいては、公法の制度を有効に活用することは、それは県にとってはメリットがあると、それだけは間違いのないと思うんですけれども。

今日はちょっと時間がもう押したものですからこのくらいにさせていただいて、次回にもう一度、内部的に。

(事務局)

沼尾委員さんから、土地開発公社に関して1点意見をいただいております。「40億円の事業が今後見込まれるという説明を受けているけれども、その根拠、内訳について、さらに具体的に聞いた上で意見を述べたい。」、そういうご意見でした。

(市川部会長)

それは県に判断してもらって。どうしますか、今日はこのくらいにして、まだいくつか。

(小林委員)

確かに機能がせつかくあるのに、放棄する必要はないですね、というのは一つあると思いますね。だから一方で懸念は、結果として財政的な負担が大きくなるというのは、逆に言うと懸念。さっきも部会長もおっしゃっていたように、その事業がなくなってきたときとか、いわゆる大きな環境変化に対しての対応がどうしても今度は鈍くなるという弊害があると。そういう意味では、それに対する対応はまずないような体制をできるような、だからゼロということが一つなのかもしれませんが、それと経験等の問題もあるかもしれませんが。結果としてそういう、残してこうしたらこれはいいことしかありませんよというようなプランがあれば、それは一番いいんだと思うんですけど。それがないとやっぱり懸念としては、結果としては肥大化してしまって、というのがやっぱり一番懸念だと思うんですね。それを払拭する何か、やはりぜひ明示していただければと思うんですけどもね。

(土木部土木政策課長 島田徳一)

すみません、今、小林委員さんからおっしゃられたこと、まさにおっしゃるとおりでございます。先ほどのスリム化の話の部分というのは、それが根底に、ベースにあっての話だというふうに私どもは理解しております。したがって、その年度年度によって事業量というのは当然変わってくると思いますし、今、だからこれ絶対、将来までこれが続くよという話の部分に確信が持てるかという、これちょっと持てないので。そういう意味では、公社の体制というのはぎりぎりまで核になる人だけ置いておいて、そして新しい人がまたそこに教育を受けるというふうな形の中で展開できればいいのかなというような感じはしております。そういった部分で、必ずしもこれ平成25年には4人しか残りませんということではないので、くどいようですが、ご理解をたまわりたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

(市川部会長)

事業進行メリットで、先行でどんどん土地が上がるからメリットがあるという時代は、それはもう想定はされないし、さっき市川室長はそう言ったけれども、それは当時のバブルのようなことは、それはもうちょっとないだろうね。というのは、どんどん買う需要の方がいないんだから、そんなにどんどん上がるわけではない。

(企画局土地対策室長 市川武二)

バブルのころと比較されては、全然もう私も返す言葉はありませんので。

(市川部会長)

用地をどんどん買うということは、それはどうもあるわけない。市町村合併なんかでは、逆に言うと整理の方ですから、余計持ち過ぎてしまって、施設なんかはもう。

今日はこの辺で打ち切らせていただいて。あとは今日、一定の方向が出たものはそういう形で作業をしてもらえば結構ですし、それは井出さんの方でやってくれますか。

(藤森行政改革課長)

ちょっと一通り整理だけさせていただきたいと。

(事務局)

そうしましたら、本日のご審議いただいたものを整理させていただきますと、全体を通じまして、県職員派遣の年数については明示をしていくということが全体に共通する話でございます。そういった前提の上で、基本的に部局なり団体の考え方が了解できるということで、次回、報告書の案を用意して審議をお願いするという団体が、8団体になるかと思えます。建築住宅センター、テクノ財団、住宅供給公社、林業公社、暴力追放県民センター、消防協会、信用保証協会、農業信用基金、この8団体になるかと思えます。あと残りの10団体につきましては、次回さらに、本日いただきましたご指摘、ご意見等を踏まえまして、こちらで所管の部局と調整をさせていただいた上で、再度説明をさせていただきご審議をさせていただきたいと思っております。

社会福祉事業団につきましては、主として財政支援の年数の関係。それから文化振興事業団について、文化振興施策の施策としての位置づけの話。それから中小企業振興センターにつきましては、方針の変更をしたらどうかということを含めまして、県とセンターで連携して業務を今後どう進めていくかという点。それから農業関係の3団体につきましては、特に担い手育成基金の業務のあり方について。それから長寿社会開発センターにつきましては、一体運営についての状況の説明と、県・市町村の間について。それから道路公社につきましては、経済波及効果あるいは経理処理上の数字の確認ということ。それから下水道公社につきましては、民間への業務を今後さらに移していくような方向性がとれないかというお話。それから土地開発公社につきましては、その機能・制度を活用していくとした場合に、今後、組織をどんなふうにしていったらいいのか、というような点をさらに説明させていただいた上でご検討いただくというようなことであったかと思えますが、いかがでしょうか。

(市川部会長)

いいですよ。よろしいですか。それではあと次回はいつになるんですか。

### 3 閉 会

(事務局)

そうしましたら次回の日程につきましては、7月25日の水曜日に開催をしたいと思っております。詳細につきましては、また後日、文書で通知をさせていただきたいと思えます。

(市川部会長)

以上でいいですか、それでは委員さん、ご苦労様でした。本日はありがとうございました。